

7月7日

○議長（湯之原一郎君） これから本日の会議を開きます。  
（午前9時00分開議）

○議長（湯之原一郎君） 本日の日程は、配付しています議事日程のとおりであります。

○議長（湯之原一郎君） 日程第1、一般質問を続けます。  
まず、4番、竹下日出志議員の発言を許します。

○4番（竹下日出志君） 登壇

皆様、おはようございます。生活者のための政治を推進します公明党の竹下日出志でございます。公明党は、本年11月17日、結党50周年を迎えます。日ごろより公明党に対して温かいご支援を賜り、心より感謝を申し上げます。地域に強く根を張り、現場の声を一番大切にする政党としての原点を忘れることなく、目の前の一人のために、地域のため、全議員一丸となって働いてまいりますので、さらなるご支援をよろしくお願いいたします。

皆様は、クールアース・デーをご存じでしょうか。本日、7月7日はクールアース・デーで、クールアース・デーとは、地球環境の大切さを日本全体で考え、家庭や職場における取り組みを推進するための日であります。2008年、「北海道洞爺湖サミット」が7月7日、七夕の日に開催されたことをきっかけに、この日がクールアース・デーと定められました。

実は、このクールアース・デー、公明党の青年党員の運動で実現したもののなのです。2008年、全国の青年党員がクールアース・デー創設を訴え、署名活動を展開。そして、同年6月、当時の公明党青年局が福田首相を訪ね、要望書と青年党員が集めた6万8,000人を超える署名簿を手渡しました。

その席で、福田首相は「すぐ採用させていただきたい」と回答。7月7日をクールアース・デーとすることができたのです。この日にあわせて、全国でライトダウンキャンペーンを行っており、20時から22時までの2時間、全国のライトアップ施設などで一斉に消灯が実施されます。公明党も、毎年クールアース・デーにあわせて全国で街頭演説を行い、キャンペーンの呼びかけをしております。

昨年はキャンペーン期間中、全国3万6,128施設においてライトダウンが実施され、約2万3,000世帯の一日消費電力量に相当する電力を削減することができました。ことしも「星に願いを」～電気を消して夜空を見上げよう～をテーマに、東京スカイツリーを初め、全国の施設でライトダウンが実施されます。

皆様も本日、7月7日クールアース・デーにぜひ各ご家庭で20時から2時間、クールアース・デーライトダウンキャンペーンにご賛同いただき、地球温暖化防止に向けてご協力をお願い申し上げます。

私は、さきに通告しました3項目について質問します。

はじめに、子どもを安心して産み育てることができる、子育て支援のまちについて質問します。

家庭的保育は、保育者の居宅、その他の場所で行われる小規模の異年齢保育です。2010年4月から、児童福祉法上に位置づけられた保育事業として保育所と連携しながら、ともに地域の子どもたちを守り育てる役割を担っています。

待機児童対策や減少地域での活用が期待されていますが、子育て家庭の多様なニーズに対応できる

保育として、今後家庭的保育が広がり、家庭的保育を実施する地方自治体、家庭的保育者、保育ママ、家庭的保育を利用する家庭がふえることが期待されています。

家庭的保育の歴史は古く、産休明け保育、保育所不足などの補完のために、地方自治体により創設され、実施されてきました。

また、2000年には国庫補助事業の家庭的保育事業が創設され、保育所待機児童の対応策としても活用されてきました。

しかし、家庭的保育を実施する自治体は関東地方の大都市周辺に多く、また自治体により名称や実施内容が異なり、その数も決して多くはないため、家庭的保育が具体的にどのような保育かよく知られていません。

家庭的保育という言葉のイメージだけで、家庭で時間のあいた主婦が行う保育と思われたり、一般の家庭生活の中で保育と思われたり、あるいは、密室の保育は危険ではないかという声があるなど、実情がわからないがゆえに、誤解や心配の声も多くあるようです。

家庭的保育は、自治体の認定を受けた保育者が職業として行う保育です。保育者の居宅には専用の保育室が整備されています。保育を受ける子どもは、保育所に通うのと同じニーズを持つ子どもです。多くの方が想像している保育とは一味違う家庭的保育の姿があります。

そこで、家庭的保育（保育ママ）事業は、保護者が仕事や病気、家族の介護などのため、家庭で保育することができない場合に、市から委託を受けた家庭的保育者（保育ママ）が保護者にかわって乳幼児を保育する事業であります。

家庭的保育者（保育ママ）は、自宅等で温かく家庭的な雰囲気です。少人数の乳幼児に対し、子どもの個性に合わせたきめ細やかな保育を実施します。本市でも、保育所の待機児童解消を推進するために、家庭的保育（保育ママ）事業を実施する考えはないか伺います。

次に、いきいきと暮らせる健康づくりの推進について質問します。

健康で長生きの基本は、食事と運動、そして休息と言われています。食事のために大切なことは、歯が健全なこと。歯が丈夫でしっかりしていれば、自由に物が食べられます。また、糖尿病や心臓病、肺炎など、歯や口腔内ケアが大きく関係している病気もあります。あらゆる病気は、治療より予防が大切です。

歯科の場合、最も有効な手段としてフッ化物洗口があります。フッ化物は、歯の質を強くし、溶けにくい歯に変わることや再石灰化を促進すること、虫歯菌の活動を抑えるという効果が認められ、虫歯予防の方法で有効な手段として活用されています。フッ化物の利用方法の中でも、フッ化物洗口は適切な濃度のフッ化物が入った溶液でブクブクうがいを行う方法で、うがいをして吐き出すだけで簡単にでき、比較的高い虫歯予防効果があります。

そこで、健康日本21における歯科保健目標を達成するために有効な手段として、フッ化物の応用は重要であります。80歳になっても、自分の歯を20本以上保つために、歯科検診と自己管理を通じて健康づくりを行う8020運動が推進されています。虫歯予防に効果があるフッ化ナトリウムの水溶液でうがいをするフッ化物洗口を本市の保育園、幼稚園、小中学校で実施する考えはないか伺います。

次に、住民のニーズに合った新しい交通手段、デマンド型乗り合いタクシーの導入について質問します。

バス等の公共交通については、民間の公共交通事業者が地域公共交通を支えてきましたが、自家用車への依存傾向が高まり、それに伴って公共交通の利用者が減少しています。本市においても、運行

路線の廃止に伴い、生活路線として市の委託や補助によってバスの運行が維持されている地域もあります。

また、都市部においては鹿児島市と蒲生地区を結ぶ路線、鹿児島市と始良市、霧島市を結ぶバス路線やタクシー、JR等が充実しています。しかし、市民の日常的な生活圏は拡大する傾向にあることから、どこでも、誰でも自由に使いやすくという考え方を踏まえ、多様化するニーズに的確に対応した運送サービスの提供が求められています。

日常生活での移動を補助するシステムとして、電話予約により自宅から目的地、医療機関、主な公共施設、金融機関、商業施設等まで、乗り合いによる送迎を行う利用対象者は全市民、事前に会員登録が必要とします。新しい交通手段として、デマンド型乗り合いタクシーがあります。

そこで、デマンド型乗り合いタクシーとはドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーに準じた利便性と、乗り合い・低料金というバスに準じた特徴を備えた移動サービスであります。自動車を運転しない高齢者等の交通弱者に対し、日常生活の維持に向けて買い物、通院、公共施設、金融機関への立ち寄りを支援することを運行目的としています。

交通弱者の移動手段を確保するため、交通不便地域に対してデマンド型乗り合いタクシーを導入する自治体がふえつつあります。本市でも、交通弱者対策としてデマンド型乗り合いタクシーを導入する考えはないか伺います。

## ○市長（笹山義弘君） 登壇

竹下議員のご質問にお答えいたします。

1問目の、子どもを安心して産み育てることができる、子育て支援のまちについてのご質問にお答えいたします。

家庭的保育事業は、保護者が日中に保育をすることが困難な状況にある児童を保育士、または看護師などの資格を有する方々が自宅等において保育する事業であり、認可保育所に入所することができなかった児童を保育する方法の一つとして児童福祉法に定められております。

また、平成27年4月から施行が予定されている「子ども子育て新制度」の家庭的保育事業へ移行されることになっておりますので、子ども子育て会議において検討してまいります。

次に、2問目のいきいき暮らせる健康づくりの推進についてのご質問にお答えいたします。

歯や口腔の健康は、単に食べ物のそしゃくという面からだけでなく、食事や会話を楽しむといった生活の質の向上からも重要であります。国や県と同様に、本市の健康増進計画「健康あいら21」においても、80歳でかめる自分の歯を20本以上保有する、いわゆる「8020」の達成を最終目標に、歯や口腔の健康についてライフステージごとに具体的な取り組みを上げて推進しているところであります。

乳幼児期や学齢期は、虫歯予防のための食生活、歯みがきの方法など、基本的な習慣を身につけさせ、フッ化物の応用により歯質の強化を図るのにとっても重要な時期であります。

本市においては、フッ化物を応用した虫歯予防対策として、1歳6か月、2歳6か月、3歳6か月の時期に行う幼児健診の際、歯科健診、歯科保健指導と併せてフッ化物の歯面塗布を行っております。

また、集団による虫歯予防対策として有効なフッ化物洗口は、保育所や幼稚園を対象に実施しており、本年5月末日現在で保育所18園のうち7園が、また幼稚園9園のうち1園が実施している状況であります。

一方、小中学校においては、フッ化物洗口の実績はなく、県全体においても実施率約3%と低い状

況にあります。市といたしましては、今後さらに関係機関との連携を図りながら、乳幼児期や学齢期におけるフッ化物洗口の実施について検討してまいります。

次に、3問目の住民のニーズに合った新しい交通手段、デマンド型乗り合いタクシーの導入についてのご質問にお答えいたします。

現在、本市においては委託による運行をしている巡回バス等や、民間の自主運行バス、タクシー業者が共存する形で公共交通が形成されております。デマンド型交通は、循環バス等とは異なり、必要に応じてタクシーなどの車両が運行され、乗降場所も自宅近くに設けることができるなどの利点があり、公共交通の便利さが向上するものと考えております。

また、このデマンド型交通の導入に際しては、道路運送法に規定されている地域公共交通会議等において、交通事業者をはじめ地域住民や関係機関との合意形成をし、協議が整っていなければなりません。

市といたしましては、今後も高齢化が進み、住民のニーズは多様化していくものと予想されますので、地域の特性や市の財政状況等を考慮し、市民の皆様にとって利便性の高い公共交通網を検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

#### ○4番（竹下日出志君） 1点目の家庭的保育（保育ママ）について再質問いたします。

私は、平成23年第1回定例会で家庭的保育（保育ママ）事業の子育て支援について質問しました。市長は、「保育所待機児童の解消への取り組みに関しまして、始良市における人的資源を活用した家庭的保育事業も、その選択肢の一つとして今後検討してまいります」との答弁でありました。

また、平成26年度施政方針では、「子ども子育て支援新制度については、小規模保育や長時間預かり保育の充実などに取り組むこととし、新制度への円滑に移行できるよう、本年度中に子ども子育て支援事業計画を作成いたします」と述べられました。

また、子ども子育て会議で検討するとの答弁でしたので、再質問いたします。

NPO法人家庭的保育全国連絡協議会の家庭的保育安全ガイドラインでは、家庭的保育は児童福祉法に基づき市町村が実施する公的な保育です。1日8時間毎日行われる保育、通常保育で、主として産休明けから3歳未満の低年齢の子どもを対象とする保育で、保育所と同じように保護者の就労や病気などの理由で日中家庭で保育できない子どもが対象であります。

保育ママは、保育士を基本としています。保育士資格を有していない場合は、講義と実習による認定研修を受け、保育士と同等の知識や技術を持っていると市町村長が認めた方が家庭的保育者となります。いずれも市町村から認定を受けた家庭的保育者が基礎研修を受講した上で保育にあたります。子ども3人以下の場合は、家庭的保育者1人で保育を行ってもよいことになってはいますが、安全でゆとりある保育を行うために、多くの家庭的保育者は家庭的保育補助者を雇用したり、あるいは家族の援助を得ながら複数で保育しています。

保育所との連携として、地域の保育所が連携保育所として指定され、家庭的保育者への情報提供、園庭開放の用、季節行事などへの参加、保育所の嘱託員による健康診断などを行うことにより、家庭的保育の子どもと保育所の子どもの交流、保育的保育士と保育所の保育士との交流などを図るもので、こういった交流が進むことにより、家庭的保育者が保育所の園長や保育士、栄養士や看護師といった専門職に日ごろの保育や子どもたちのことを相談しやすい関係が生まれ、家庭的保育者の孤立化を防

ぎます。

子どもによっては、普段は家庭的保育できめ細やかな保育を受けながら、時には保育所の園庭で伸び伸びと遊び、大勢の子どもたちとの集団保育経験ができる機会となります。多くの子どもたちは、家庭的保育から保育所に移行する子どもたちです。同じ地域の子どもとして一緒に過ごす時間があることは、保育をより充実される貴重な体験になります。

家庭的保育の利用者の中には、利用することになるまで家庭的保育のことは全く知らなかった。保育所を希望していたが、入れなかったので家庭的保育を利用しているという方が多くいます。保護者からのメッセージには、「ほぼマンツーマンに近い状態で保育してもらっています。一人ひとりの成長を細かく見て、アドバイスがもらえるので助かっています」、「産休明けから預けて、きちんと見てもらえているという安心感、小さいうちは安心できる環境が一番」などの満足度の高さは群を抜いています。

来年度から施行予定の新たな子育て支援制度には、保護者の病気など、子どもを一時的に預かる支援制度が市区町村事業として盛り込まれます。自治体には、利用者の立場に立って事業を準備してもらいたいとの要望があります。保育所待機児童の解消へ、始良市の人的資源を活用した家庭的保育（保育ママ）事業実施に向けて先進地を調査、研修する考えはないか伺います。

**○福祉部長（脇田満穂君）** ただいま議員のほうからなる家庭的保育ママにつきましてご説明いただきました。

先ほど市長の答弁にもございましたけれども、27年4月に向けて、ただいま子ども子育て新事業計画、子ども子育て会議にかけながら事業計画の策定を進めつつございます。その中で、今回提案なされておられます家庭的保育ママも入ることになろうかと思っております。

それにつきましては、また先進の市、鹿児島県では奄美市がしておられると伺っております。その辺のところを情報収集しながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

**○4番（竹下日出志君）** 始良市では、平成26年4月1日現在、31人の待機児童がいます。内訳は、ゼロ歳児2人、1歳児20人、2歳児6人、3歳児2人、4歳児1人となっています。

家庭的保育事業はゼロ歳、生後3か月から2歳までの乳幼児で、保護者が就労や病気のために家庭で保育できない子どもが対象となっております。本市でもゼロ歳から2歳までの待機児童が28人います。家庭的保育事業での保育の必要性を求めて市長に伺います。

平成26年3月17日、埼玉県内でベビーシッターを名乗る男の自宅から、2歳の男女が遺体で発見されるという大変痛ましい事件が発生しました。この事件を受けて、公明党は厚生労働省にベビーシッターに関する実態調査の実施を強く求めていました。

6月末に実態調査結果を発表しました。今回の調査は、認可外保育施設を監督する全国109自治体や、ベビーシッター事業者、子どもを預けたい親とベビーシッターをつなぐ仲介サイトの管理者に行っています。

厚生労働省によりますと、調査対象の9割近くの自治体が地域のベビーシッター事業所を把握できてないことが明らかになりました。ベビーシッター事業は、現在行政に届け出る対象になっていませんが、自治体の実態を把握できる仕組みを考えるべきです。場合によっては、届け出義務化も視野に

入れてみたらどうでしょう。

回答を寄せた44事業所のほとんどが、ベビーシッターを採用する際、独自に研修を行っています。ですが、このうち15事業所は研修時間が5時間未満と短時間でした。研修制度のあり方を定めるなど、現在の基準も見直す必要があります。

仲介サイトへの調査では、回答があった5事業者のうち、証明書などでベビーシッターの住所や保育資格を確認しているのは、わずか1事業者でした。3事業者が氏名や年齢、性別を本人の自己申告に任せていました。男女が死亡した事件で逮捕された男は、仲介サイトに複数の偽名で登録していました。ベビーシッターに身元確認のための証明書提出を義務化するなど、運営ルールをつくるべきであります。

厚生労働省は、再発防止策を検討する専門委員会を設置し、ことし秋をめどに対策を取りまとめる予定であります。専門委員会では、関係者の意見を十分に聞いて、安全な対策づくりを急いでもらいたいものです。

このような事件が二度と繰り返されないようにするため、実態を把握するとともに、利用者視点で対策を検討することが重要であります。市長はどのように考えられますか。また、家庭的保育について市内の保育園の方と協議する考えはないか伺います。

**○市長（笹山義弘君）** この起こりました事件は、大変痛ましい事件であるというふうに認識しております。

ベビーシッター制度でございますが、公的資格が必要でないということで、現行では、国、市町村への届け出義務もないことであります。

一方で、ライフスタイル大変複雑になっておりまして、インターネット等ではベビーシッターを探す人と、なり手の情報交換サイトが複数あると聞いております。サイトによっては、探し手、なり手とも数千人規模の登録があるとも言われておるところでございます。

親の働き方が多様化したことに加えまして、ひとり親家庭もふえております。また、中間の保育や短時間の一時的な託児の需要がふえてきているようであります。そういうことを受けまして、本市としましても認可保育所の整備には努めているところでございますが、認可保育所だけではなかなか賅いきれない、そういう需要に対しては、今後無認可保育所のあり方も含めて、この会議においていろいろと図られていくということになろうと思っておりますけれども、現在のところは市内の保育園が一時保育、休日保育、病児保育を実施しております。また、ファミリーサポートセンターも一時預かりなどの育児援助も行っているところでございます。

これからも子育てをされている方々へ、各種制度の情報の提供や小規模保育、一時預かり保育などの充実に努めてまいりたいと考えております。

家庭的保育事業（保育ママ事業）につきましては、その必要性などを今後研究してまいりたいというふうに考えております。

**○4番（竹下日出志君）** 次に、2点目のフッ化物洗口について再質問いたします。

平成23年、第4回定例会でフッ化物洗口を本市の保育園、幼稚園、小中学校で実施を提案しました。健康あいら21、始良市健康増進計画では、歯の健康について「行政の取り組みとして、妊娠中の歯周病、虫歯予防についての知識の普及啓発を図る、乳幼児健診にて口腔状態の把握を行い、虫歯予防に

努める。フッ化物洗口の事業を推進する」とあります。

地域、職域、関係団体では、保育所等でフッ化物洗口を推進するとあります。本市ではフッ化物洗口を保育所7園、幼稚園1園、このどこの保育園、幼稚園で行われておられるか伺います。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） お答えいたします。

まず、保育園でございますけれども、回答では18園中7か所ということでございますが、具体的に申し上げますと、川野保育所、それからエミール保育園、建昌保育園、池島保育園、かずみ保育園、高井田保育園、それと市立の重富保育所の7か所でございます。

それから、幼稚園につきましては、これは民間でございますけれども、エミール幼稚園でございます。

以上でございます。

○4番（竹下日出志君） 佐賀県では、平成14年度からフッ化物洗口を保育園、幼稚園に加えて小学校まで拡大した虫歯半減対策事業を推進しています。県として虫歯予防の必要性、フッ化物の効果や安全性についての正しい情報の提供に努めるとともに、3歳児で虫歯の多い市町村は、永久歯に生えかわっても虫歯が多いままであることのデータをもとに、虫歯を学校だけの問題ではなく、地域保健の問題と位置づけ、保育所、幼稚園、さらには小学校まで一貫した保健サイドの事業として市町村を支援しています。

フッ化物洗口は、平成22年3月末現在で、小学校総数175校のうち、169校、4万5,282人が実施しています。また、保育所、幼稚園では273施設で1万3,626人が実施しています。

鹿児島県内では、薩摩川内市が平成24年より全小中学校でフッ化物洗口を実施。さつま町も26年度より全小中学校で実施しております。県の始良保健所管内では、歯科医師会と連携してフッ化物洗口で虫歯予防に取り組んでいます。

歯科医師会では、保育園、幼稚園でフッ化物洗口を経験した卒園児を対象に、家庭でもフッ化物洗口が行えるよう、フッ化物洗口カードを発行しています。このカードは、フッ化物洗口に関する指導を受けた証明書となり、薬局でのフッ化物洗口剤の購入方法は、はじめに協力歯科医院を受診、フッ化物洗口カードを持っている場合は持参してください。ない場合は歯科医院で発行します。

次に、歯科健診指示書の発行、これは無料であります。ただし、虫歯の治療や専門的な予防処置を希望される場合は有料となります。

最後に、取り扱い薬局店で購入。窓口で指示書を出した薬剤を購入します。投薬量は3か月分です。これが始良保健所管内で作成されているチラシであります。これは始良市のマップと協力の歯科医院、また薬局が掲載されております。また、裏にはフッ化物洗口の方法も掲載されているのであります。

市長に伺います。本市でも始良保健所、歯科医師会と協力してフッ化物洗口で虫歯予防を推進することは、8020運動を推進する始良市につながると考えますが、いかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） かねてから歯科医師会の先生方とは連携をとりながら、虫歯予防ということについては努めてございます。その中で8020運動についても、毎年その80歳過ぎても20本以上の歯を有する方々の表彰もしているところでございますが、今後もこの歯科医歯会等との連携を図りながら、運動についてはご相談していきたいというふうに思っておりますが、私といたしましては、歯科医師

会を含めてこの始良市の中に、この3師会的な医師会、歯科医師会、薬剤師会、こういう組織が始良市としての位置づけとして確立できましたら、今後学校保健を含めていろいろと相談をする環境が整いますので、そのことについても努めてまいりたいというふうに考えております。

○4番（竹下日出志君） 3番目のデマンド型乗り合いタクシーについて再質問いたします。

平成22年第1回定例会、平成24年第2回定例会でデマンド型乗り合いタクシーの導入について質問しました。今回の答弁では、市民皆様にとって利便性の高い公共交通網を検討するとありましたので、ここで提案をいたします。

地域のタクシー会社が主役となる民活型のデマンド型乗り合いタクシーの基本的な仕組みは、タクシーの相乗りの活用であります。交通不便地域の交通弱者に、事前登録と事前予約を求め、通常のタクシー稼働率が低下する日中などの時間に限って、乗車地点が近い3名から4名の交通弱者を同乗させ、同乗者が割り勘で支払いできる相乗りを、タクシー会社が中心となって運行するものであります。

交通弱者にとっては、料金的な面でメリットが生まれ、タクシー会社にとっては稼働率アップにつながることとなります。交通弱者の日常生活での買い物や通院などを支援する移動サービスに特化すれば、時間帯、運行範囲を限定することができます。タクシーの相乗りを活用したデマンド型乗り合いタクシーならば、今までタクシー利用を控えていた交通弱者の需要掘り起こしにもつながり、稼働率をアップさせたり、タクシー会社の進出を促すことができるのではないのでしょうか。

こうしたタクシーの相乗りによる民活型のデマンド乗り合いタクシーを実現するためには、制度面、運用面、意識面などに関して課題があります。制度面では、運行を行うタクシー会社が乗り合い許可を得る。

運用面では、タクシー会社が交通弱者から直接事前予約を受け付けることで対応する。タクシー会社の担当エリアを限定することで、送迎円滑化を図る。タクシー稼働率の低い時間帯に限り、電話による予約と運行を受け付ける。最低3名以上のグループ予約などをルール化する。事前予約に基づいた料金計算や運行エリアに応じた料金設定などで対応を図る。帰路も直接事前予約を受け付けることで対応。グループ予約ができない場合は、通常タクシーの割引料金適用と無線配車に対応する。

意識面では、モデル地区での施行、メリットPR、利用者、事業者のルール確立等で相乗りを浸透させる等があります。交通弱者の移動ニーズを効率よく集約する仕組みを築くことが、実現に向けた最も難しい課題となります。しかし、事前登録の段階で居住地や利用規模日時などの共通性から登録者をグループ化し、グループ代表者がグループ内の移動ニーズを取りまとめて事前予約するルールを確立することにより、タクシー会社は現状の電話受け付け体制で対応することができるはずであります。

受け付けや配車に関して、特別な情報システムや装備などを導入する必要もないため、タクシー会社にとって取り組みやすい事業になるのではないでしょう。地域が協力し合い、相乗りの仕組みを築くことができれば、利便性が高く自治体の財政負担のない民活型のデマンド型乗り合いタクシーが実現する可能性があると思われませんが、本市でも民活型のデマンドタクシーの実現に向けて調査検討することはいかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 具体は担当に答弁させますけれども、本市においても循環バス等の通っていない地域もあることも承知しております。そういう中で、公平公正な行政施策ということになりますと、

その辺のところではいろいろなお声もあるところも事実でございます。そういうことから、今議員ご指摘のことについては、もしいろいろとハードルもあるようではありますが、その辺のところを含めて今後どのように進めていくかということについては、十分検討する価値があると思います。

具体は担当に答弁させます。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

デマンド交通につきましては、その形態も幾つかあるようでございますが、今議員が提案されたのもその一つかと思えますけれども、デマンド交通として一番のメリットといたしましては、むだのない交通形態であるということであろうかと思えます。

そして、デメリットと言われておりますのが、事前予約といいますが、事前予約ということがなかなか利用者の方にとっては難しいようでございます。

その中で、県内でもこういったデマンド交通を取り入れているところがございますので、そういったところの研修も十分させていただいて、検討していかなければならないと思えますが、今実施するところでも、一番の問題といたしましては、やはりその予約制というところで、なかなか運行も想定したよりかは低い状況にもあるようございますので、そこらも十分検討してまいりたいと思えます。

○4番（竹下日出志君） 高齢者でひとり暮らしの方や、運転免許証を返納された方、交通不便地域の方、交通弱者の方から切実な要望があります。住民ニーズに合った新しい交通手段、デマンド型乗り合いタクシーについては、市長も交通弱者にとって有効な手段であるということは認識しておられます。

施政方針では、「市民の皆様と一体となって地域ごとの将来像が具現化できるよう、お互いが真摯に取り組み、相手を信じ、寄り添いながらよき施策を創成し、進化する始良市のために、日本一暮らしやすいまちになるために努めていくことが、2期目に進む私の誓いである」と述べられました。

交通弱者対策としてデマンド型タクシーについて、市長の考えを最後に伺います。

○市長（笹山義弘君） 今大変時代は進んでまいりまして、スマホなどでもタクシー予約のアプリが整備されてきつつあります。そういう中で、これらの仕組みなどが活用できるかどうかの研究が必要とは思いますが、簡単なスマホでボタンで1番、2番、3番と押すような形がもしできるとすれば、1番を押せばタクシー、2番を押せば何とかとか、そういうことを含めてそういうことができるかどうかもわかりませんが、そういうようなアプリの活用ということがもし可能であれば、その予約がタクシー会社に一齐に入って、その整った時点で車を配車するというような、例えば仕組みも考えられるのではないかと考えております。そういうことを含めて、今後そういう関係課機関とも連携をして研究をしてまいりたいというふうに思っております。

○4番（竹下日出志君） 最後に、公明党は1964年、昭和39年11月17日、多くの国民、大衆の衆望を担って誕生しました。結党の目的は、「日本の柱 公明党」、公明党が責任を持って日本の政治を担っていくこと、大衆福祉の公明党として庶民、大衆の側に立って政策を実現していくことです。

結党から50年、公明党は現在政権の一翼を担っています。まじめに暮らす庶民、大衆の願いや希望

を受けて誕生した政党であります。私は、「大衆とともに語り、大衆とともに戦い、大衆の中に死んでいく」との立党精神を胸に、地域に強く根を張り、大切な声、小さな声を聞き取る力を生かし、暮らしやすいまちづくりに努めてまいります。

以上で質問を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、竹下日出志議員の一般質問を終わります。

次に、13番、渡邊理慧議員の発言を許します。

○13番（渡邊理慧君） 登壇

私は、日本共産党市議団の一人として一般質問を行います。

今回、4月の市議会議員選挙で皆さんの大きなご支援をいただき、初めて市議会議員として発言の機会を得させていただきました。市民の皆さんの期待に応え、希望を持って暮らせる始良市が実現できるよう、微力ながら力を尽くしてまいります。よろしく願いいたします。

まずはじめに、市営温水プール新設についてお伺いします。

私たち日本共産党市議団は、この間始良市政について市民アンケートを実施しました。その中で、多くの市民の皆さんから始良市にも公営のプールを設置してほしいという要望が寄せられました。子どもから高齢者まで気軽にできるスポーツとしてスイミングがあります。

旧始良町にあった厚生年金施設「サンピアあいら」は現在閉鎖され、始良市には公営のプールは存在しません。鹿児島市や霧島市には市営プールがあり、多くの市民の皆さんに親しまれていると聞いております。市民の皆さんからは公営プールの設置が望まれています。市当局はどのように考えておられるのか伺うものです。ご答弁を願います。

2つ目に、子育て支援策について伺います。

とりわけ始良市は鹿児島市のベッドタウンとしても人口もふえ、松原では小学校も新設されることになっています。2010年の始良市の統計資料を見ますと、二十歳から45歳未満の子育て世代の人口は、始良市全体の26.2%となっております。乳幼児は急な発熱、けがや流行性のさまざまな病気にかかることから、予期しない出費がかさみます。

このような中で、子ども医療費は県内19市中、7市が中学校卒業まで無料、その後調べてみましたら、西之表市など3市がふえているようです。曾於市では今年度から高校卒業まで無料化を実施しております。志布志市と出水市では、高校卒業までの無料化を本年度の10月から実施されると聞いております。

始良市でも、中学校卒業まで子育て世代の負担軽減のために無料化を急ぐべきではないかと思いますが、見解を伺います。

また、病院窓口での子ども医療費無料化を実施していないのは、九州本土7県の中で鹿児島県のみであります。この現状をどのように考えておられるのかお伺いします。ご答弁を願います。

3つ目に、学校施設整備について伺います。

2013年、昨年の鹿児島の真夏日は98日、猛暑日は28日を記録しております。小中学校の普通教室には扇風機しかありません。最近、桜島の噴火の回数も多く、窓をあければザラザラ、閉めれば蒸し風呂になり、窓もあけられず熱中症になる恐れもあります。子どもたちからもクーラー設置が望まれています。一日も早くクーラー設置をすべきと思いますが、どのように考えておられるのかお伺い

たします。ご答弁を願います。

以下は、一般質問席から質問を行います。

**○市長（笹山義弘君） 登壇**

渡邊議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、3問目の学校施設整備についてのご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

1問目の市営温水プール新設についてのご質問にお答えいたします。

プールの活用は、水泳だけではなく水中歩行など、足腰に負担をかけずに筋力トレーニングやリハビリなどに適していると考えております。また、これが温水プールとなりますと、外気温の低い冬なども利用できると考えております。そのため、体育館などと同じように、一年を通じて利用できる施設であり、その利用頻度も高くなることが予想されますので、大変効果的な公共施設になり得ると考えているところであります。

健康志向や趣味の多様化で市民ニーズが高いことは重々承知しておりますので、今後は市役所庁舎のあり方などを含め、全体的な公共施設の整備計画についてタイミングを図りながら検討してまいりたいと考えております。

次に、2問目の子育て支援策についての1点目のご質問にお答えいたします。

子ども医療費については、保護者の経済的負担を軽減するとともに、子どもの健康の増進を図るため、平成23年1月診療分から、対象者を小学校就学前から小学校終了までに拡大し、保険診療による医療費にかかる自己負担額の全額を助成しているところであります。

ご質問の中学校卒業まで無料化を拡充することについては、早い時期に取り組めるように進めてまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

助成の方法については、鹿児島県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱及び同事務取り扱い要領により、保護者が保険診療による自己負担額を一旦医療機関の窓口で支払い、後日助成金を指定された講座に振り込む「自動償還払い方式」を採用しております。

本市を含め、県内の市町村が県の要綱等に基づいた助成方法を採用していることから、医療機関での窓口負担のない完全無料化については、県及び市町村並びに医師会等との協議が必要であると考えております。

**○教育長（小倉寛恒君） 3問目の学校施設整備についてのご質問にお答えいたします。**

近年の異常気象による気温の上昇や、桜島の噴火活動の活発化による降灰の増加など、夏場の教育環境は年々悪化してきていることは十分認識しております。

現在、小中学校におきましては、保健室、図書室、パソコン室など、共同で利用するスペースからクーラーを設置し、普通教室については扇風機の設置が完了したところであります。

普通教室にクーラーを設置することは、降灰や暑さ対策には非常に有効なことでありますが、設置費用や電気代などに相当な経費が必要であり、現段階の財政状況を考えますと困難な状況にあります。

なお、夏場の気温上昇や降灰に対する教育の環境整備については、緑のカーテンの設置などの対応をしておりますが、今後クーラーの設置については、市の財政状況や国の補助事業を有効に活用する

方法など、引き続き研究していきたいと考えています。

以上で答弁を終わります。

○13番（渡邊理慧君） 温水プールの新設についてですが、「庁舎のあり方などを含め、全体的な公共施設の整備計画について、タイミングを図りながら検討してまいりたい」と回答をいただきました。

私どもの先輩議員も、これまで取り上げており、この間の選挙期間中も私は市民の皆さんからプールをつくってほしいというたくさんの要望を聞いてきました。私も、スイミングの効果を調べてまいりました。子どもの場合は、基礎体力を身につけ、体内の働きを活発にします。水圧を受けながら呼吸をすることにより、ぜんそくの発作の軽減や呼吸機能の改善に効果があります。大人でも浮力により負荷がかからず、膝や腰が悪い人でも運動ができるという利点があり、鹿大病院でも治療の一環として取り入れられているとのこと。

さらに、有酸素運動のため、呼吸、循環器系に非常によい運動となり、心肺機能の強化ができます。心疾患や高血圧の運動療法としても利用でき、心筋梗塞や狭心症の予防効果があると言われていました。

また、妊婦さんにとってとても適した運動でもあり、水泳はけがや障害の少ないスポーツとして近年盛んになり、始良市民の皆さんからも強い要望が寄せられております。皆さんがプールを利用することにより、ストレス発散や健康維持ができる上、医療費等も削減できるのではないかと思います。

3年前の第1次総合計画案のパブリックコメントについての意見で、3件中2件がプールについての要望が上がっております。そこでは、今後の参考にさせていただきたいという趣旨の考え方が述べられていますが、市長はどのようにお考えでしょうか、ご答弁を願います。

○市長（笹山義弘君） このプールに対するご要望があるということ、そしてプールを活用してのいろいろな健康面に対する効能等、十分認識しているところでございます。そういうことから、市といたしましては、いろいろな種々の整備をする必要のある公共施設いろいろ抱えてございますので、そういう中でどのようにそれらの施設の整備を進めていくかということについては、いろいろと庁舎内でも今協議をしているところでございますが、それらのことを含めながら、その整備については今後とも努めてまいりたいというふうに考えております。

○13番（渡邊理慧君） 始良市には民間のプールがありますが、この民間のプールがあるとはいえ、料金が高く気軽に行けないという声も聞かれます。住民の要望に応じていただきますよう強くお願いしておきます。

私は、霧島市のプールを見学して参りました。霧島市には6か所プールがあり、これは公営のプールが6か所ですが、国分総合プールのような50mプールや幼児用プール、スライダーなどがある大きなところから、隼人健康温水プールのような腰くらいまでの浅い水深の水中ウォーキング用になっているプールなど、さまざまな規模があります。

霧島市では、温泉を井戸水と合わせ温水管理をしておられるところもあり、温泉の効能も見られるようです。始良市から霧島市までわざわざ足を運んで利用している方も多数おられるようです。市長は、「日本一住みやすいまちに」を公約にしておられますが、今日市内にプールがないことにより、始良市外に行かれる方がいる現状をどのようにお考えでしょうか、ご答弁を願います。

○市長（笹山義弘君） 市としてのいろいろな整備、環境整備をする必要があるわけですが、その中の一つに、鹿児島県内でも市のプールを持たないというのは、もうごくわずかというふうにも聞いております。そういうことから、整備の必要性は十分認識しているところでございます。そういうことから、今後の全体整備の中でしっかりと計画に載せていきたいというふうに思っております。

○13番（渡邊理慧君） この件につきましては、皆さんの要望が多数ありましたので、今後とも引き続き取り上げさせていただきたいと思えます。

次に、子ども医療費の中学校卒業までの無料化についてですが、早い時期に取り組めるように進めてまいりますという回答をいただき、前向きに検討していただいていることがよくわかりました。医療費を中学校卒業まで無料にした場合、対象者はどれくらいいるのでしょうか。また、費用はどれくらいかかるのでしょうか、ご答弁を願います。

○福祉部長（脇田満穂君） 中学校の中学生、毎年人数は増減すると思っておりますが、26年5月時点で2,294人程度と見ております。年間どの程度をとということで、試算、試みの計算ということで、およそ小学生がかかっている今の費用の8割5分程度と推計しまして、3,200万程度をかかるのじゃないかと考えております。

以上でございます。

○13番（渡邊理慧君） 3,200万程度と回答いただきましたが、もしこれを実施するとなった場合、自己負担金があるのでしょうか。現在の小学校卒業まで無料の対応と同じように全額負担をしてもらえるのでしょうか、ご答弁を願います。

○福祉部長（脇田満穂君） ただいま申し上げました3,200万の数字につきましては、小学生まで今無料化しております。それがそのまま中学校までと延長した場合でございます。自己負担については除いておりません。

以上でございます。

○13番（渡邊理慧君） 市長は選挙公約や施政方針でも述べられておりますが、中学校卒業までの無料化は本年度から実施する予定でしょうか。前回、小学校卒業まで無料化にされたときは、4年前の平成22年選挙のあった年に12月補正で予算化し、平成23年1月1日から実施しておられるようです。これと同じように、本年度中に実施するというお考えはありませんでしょうか、ご答弁を願います。

○市長（笹山義弘君） 先ほどお答えしましたように、できるだけ早い時期に実施の方向で努力してみたいというふうに思えます。

○13番（渡邊理慧君） 市民の皆さんは、とりわけ子育て真っ最中の方々からは、市長の選挙公約などを見て大変期待をされております。できるだけ早く実現していただくようお願いをいたします。

次に、病院窓口の無料化についてお伺いいたします。

平成24年の第4回定例会でも、この窓口無料化について質問をされておりますが、その際は市独自で

の実施は難しいというような回答をされておりました。始良市議会は、鹿児島県知事にことしの3月、「乳幼児医療費、重度心身障害者医療費等助成における現物給付方式の実施を求める意見書」というのを提出しています。他の自治体でも意見書を提出している自治体はあるのかお示してください。

○福祉部長（脇田満穂君） お答えいたします。

議会のほうで提出された自治体としまして、鹿児島市、出水市、本市、それから垂水市、薩摩川内市、奄美市の6市、本市を入れまして6市があると認識しております。

以上でございます。

○13番（渡邊理慧君） 始良市議会は積極的に意見書を提出しておりますが、では鹿児島県全体での窓口無料化を実現するために、市としては県に対してどのような働きかけを行っているのでしょうか、ご答弁をお願いします。

○福祉部長（脇田満穂君） 本市におきましてと申し上げますか、平成25年8月に、県内の市長会、市の首長の会がございます。その時点で、その前も提出してあったと伺っておりますが、平成25年8月のその市長会におきまして、県への要望として2点ほどその中学生までの無料化、それから、あと窓口の無料化、現物給付ですね、その2点につきまして首長の会議で県に要望しております。

それから、私ども市の実務者レベルとしましては、今年度5月の上旬でございますが、先ほど議員からもありましたように、マニフェスト等で出されている関係もございまして、県の子ども福祉課のほうに伺いまして、本市の状況等をご相談、また現状等話をしてきたところでございます。

以上でございます。

○13番（渡邊理慧君） 県の福祉課等とのやり取りは、年にどれくらいされているのでしょうか、ご答弁をお願いします。

○福祉部長（脇田満穂君） 私昨年からは福祉部長を承っておりますが、今回の5月が初めてでございます。

以上でございます。

○13番（渡邊理慧君） もう少し積極的に働きかけを行っていただきたいと思います。

鹿児島県市長会でも要望を出しておられるようですが、再度働きかけを行うよう、市長みずから県市長会に働きかけをするお気持ちはないのか、お伺いいたします。ご答弁をお願いします。

○市長（笹山義弘君） 県市長会においては、定期的に市長会の会議を設けてございます。そういう中で、引き続き県に対して要望いただけるように、市長会長に向けてお願いをしていきたいというふうに思います。

○13番（渡邊理慧君） 急に病院に行かなければならないときでも、財布の中身を気にしなければならぬというような、こんな切ない思いをさせないためにも、この窓口無料というのは皆さんの切実

な願いであります。ぜひ県に実施を求めると同時に、市としても独自に検討していただきますようお願いいたします。

次に、小中学校の普通教室のクーラー設置について伺います。

「異常気象による気温の上昇や桜島の噴火活動の活発化による降灰の増加など、夏場の教育環境が年々悪化してきていることは、十分認識しております」と回答いただいております。桜島の噴火回数は近年増加しております。平成25年度の桜島の噴火日数を調べましたところ、1年のうち344日、ほぼ毎日のように噴火をしていることがわかりました。また、噴火の回数は1,097回でした。始良市も降灰が見られますが、市内の降灰日数と降灰量についてお示してください。

○危機管理監（堀之内 勝君） たいだいまのご質問にお答えいたします。

市内、まず平成25年中、加治木地域におきましては、1 m<sup>2</sup>当たり728 g、始良地域におきましては1,009 g、蒲生地域におきましては399 gでございます。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） 噴火日数を聞いてる。

○危機管理監（堀之内 勝君） 失礼しました。噴火日数については、ちょっとこちらのほうでは把握はしておりません。

○13番（渡邊理慧君） 噴火日数について、また調べていただきたいと思います。

桜島の降灰により窓をあけられないとなると、とても扇風機だけでは暑さを我慢するのも大変だと思います。気温の範囲で至適温度というのがございますが、これは暑くも寒くもなく、活動するのに最も適した気温の範囲のことを至適温度というそうですが、この範囲を超えると学習や作業の効率が低下すると言われております。

一般に、学習などをする場合の室内の至適温度は、夏は25度から26度、冬は18度から20度程度となっております。30度以上の真夏日、猛暑日が最初の質問でも言いましたように、昨年のように126日もあるとなると、子どもたちの集中力も低下してしまいます。子どもたちの学習の環境をよくするためにも、早急に対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ご答弁を願います。

○教育長（小倉寛恒君） この普通教室にクーラーを設置するということにつきましては、先ほどの答弁の中でも財政的に非常に大きな負担があるということでございます。

しかし、多量降灰防除地域という指定を受けますと、国の3分の2の補助を受けられるわけございまして、それはクーラーの初期設定から、その後のランニングコスト、いわゆる電気代を含めて、これは特別交付税で措置されるわけですが、そういった手厚い補助を受けられる制度を何とか実現したいというのが、始良市として今取り組んでいるところでございます。

垂水市と鹿児島市は、もう既に多量降灰防除地域という指定を受けておりますので、それで全て学校でクーラーを設置してございます。始良市としては、桜島を軸にしてこの360度、50kmぐらいの範囲でとにかく全てのいわゆる設置するかどうかはそれぞれの市町村の判断としても、多量降灰防除地域としての指定をしていただきたいという要望を、今取り組んでいるところでございます。

具体的には、平成22年の9月議会で3人の方からご質問を受けました。それで、23年、24年と、これは始良市がいくら力んでも、国への要望というのは届きにくいわけですので、全国の教育長協議会というのがございます。それぞれの県の要望を出す、そういう場がございますので、県の要望として出してほしいということで、23年、24年取り組んでまいりましたが、いわゆる利害がほかの市町と一致しないということで、いわゆる2年間は却下されてきたわけですが、昨年度やっとその要望事項に乗ってきたということでございます。

そういうことで今取り組んでありまして、ことし5月12日も県の教育長会がございましたので、学校施設課長、担当課長が交代しておりましたので、直接話をして、再度これらについては要望を深めてほしいということは話をしておきました。十分心得ておりましたので、ちょっと時間はかかるかもしれないけれども、こういった大切な補助を受ける手段で、この問題には当たっていきたいというふうに考えております。

○13番（渡邊理慧君） 全国の小中学校の普通教室の冷房設備設置状況では、1位が東京都の99.9%、2位が香川県の81%、3位が神奈川県71.3%となっております。鹿児島県は14位の31.1%となっておりますが、お隣の鹿児島市では先ほども言われましたとおり、特別教室はもちろんのこと、全ての普通教室にクーラーが入っているということです。

始良市の統計を見てもわかるように、始良市の桜島の降灰量が多い順で始良、加治木、蒲生の順となっておりますので、降灰量の一番多い始良地区の、例えば受験勉強で学習に取り組んでいる中学校3年生の教室から優先するなどの設置方法もあると思いますが、一部でも設置していくというお考えはありませんでしょうか、ご答弁をお願いします。

○教育長（小倉寛恒君） 実施するとしたら、これは年次的に取り組んでいかなければならないと思います。そういう意味では、この始良地区、いわゆる加治木、また桜島により近い側から取り組んでいくというのは、その方法としては考えられますけれども、ただ今の段階で踏み切ると、そういった国の補助を受ける対象になるかどうかということでございますので、受けない段階で踏み切るかどうかということでもあります。

それは全て自主財源で取り組んでいかなきゃならないということを考えますと、それはやっぱり今の文部科学省へのいわゆる要望ですね、多量降灰防除地域の指定を、全てのこの関係市町にさせていただきたいという要望を先に取り組んでいって、そしてその後に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○13番（渡邊理慧君） では、多量降灰防除地域に指定されないと、実施されないというふうに取り取ってもよろしいでしょうか。

○教育部次長兼教育総務課長（外山浩己君） お答えします。

今の教育長のほうからも、先ほどから話があるみたいに、この多量降灰防除地域、この国庫補助制度の中の降灰対策の関係なんですが、多量降灰防除地域につきましては3分の2の補助がございました。

降灰防除地域、この旧福山とか旧輝北町については2分の1です。全教室にクーラーを設置した場合、経費的に7億6,000万ぐらいかかるというような試算が出ております。そうなりますと、

現在の国庫補助3分の1というのがあるんですが、それをするとこの3分の2の補助が出たときとしますと、2億5,000万この市で単独で持たなくちゃいけないというところがございますので、先ほど教育長も申しましたとおり、この降灰多量防除地域、このほうにぜひ含めていただいて、それから考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○13番（渡邊理慧君） 鹿児島市では、クーラー設置は地元の業者の皆さんの優先発注で大変喜ばれたと聞いております。始良市も温暖化対策、桜島降灰対策はもちろんのこと、地元業者の活性化のためにも早急に検討されるように強く要望いたしまして、以上私の質問を終わらせていただきます。

○議長（湯之原一郎君） これで渡邊理慧議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。10分程度とします。

（午前10時20分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時29分開議）

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。次に3番、新福愛子議員の発言を許します。

○3番（新福愛子君） 登 壇

皆様、こんにちは。議席番号3番の新福愛子でございます。2年ぶりに議場に立たせていただくことができました。報恩と感謝の思いを胸に、市民の皆様の小さな声、声なき声にも耳を傾け、寄り添い、一人ひとりが大切にされる笑顔あふれる始良市のまちづくりのために、始良市議会議員の一員として頑張っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告させていただきました第1次始良市総合計画将来像別基本計画に沿う形で、3つの項目について質問いたします。

はじめに、第7章、環境に優しく豊かな自然と共生、調和するまちのために、項目1、ごみの減量化を目指し、新しいサイズのごみ袋の検討について。

要旨1、一元化されたごみの分別収集体制により、ごみの減量化が進んでおります。市民の環境保全への意識向上と減量化を目指した、さらなる環境整備が望まれるところです。

その一環として、現在の大小2種類の可燃ごみ袋のほかに、剪定木用の特大サイズとひとり暮らしの方々から要望のある特小サイズの準備を検討できないか伺います。

要旨2、現在桜島の降灰袋として、不燃ごみ用の赤袋が使用されています。日置市では、灰は自然のもので、購入する指定袋で市民に経済的負担を求めるのはいかなものかという観点から、本年度より降灰袋の無料配布が始まりました。市民に大変喜ばれていると聞きます。始良市でも検討できないか伺います。

次に、項目2、第5章、快適で暮らしやすいまちを目指し、安全・安心に暮らせる環境整備のために、要旨1、自動体外式除細動器AEDは、平成16年7月に救命の現場に居合わせた市民による使用の取り扱いが示されて以降、10年目を迎え、全国的に確実に普及してきました。いざというときに作

動しないということにならないよう、厚生労働省は平成21年4月と昨年9月に、「AEDの適切な管理等の実施についてという注意喚起及び関係団体への周知依頼について」の通達を出しています。本市における保守点検の状況をお尋ねします。

要旨2、例えば年1回、9月9日の救急の日など、一斉点検を実施する日や週間、または月間を設定する考えはないかを伺います。

要旨3、先進地を研究し、始良市AED救急ステーション制度を創設して、市内に点在するコンビニエンスストア各社にご協力をいただき、24時間誰でもAEDを使用できる環境整備を検討する考えはないかを伺います。

最後に項目3、第1章、市民、地域と行政が協力しあい、一体感あふれるまちを目指し、人権の尊重、啓発活動の推進のために。

要旨1、配偶者暴力相談支援センターの整備が施政方針で示されました。増加するDV被害者の救済のために、一日も早い設置が期待される場所です。設置に向けた今後の予定を伺います。

要旨2、昨年3月、始良市男女共同参画基本計画が策定されました。平成11年6月23日に男女共同参画社会基本法が施行されたことを記念して、毎年6月23日から29日までの1週間が男女共同参画週間となっています。市民、地域と行政が協力し合い、一人一人が大切にされ、笑顔あふれる始良市になれるよう、本市でも週間事業を検討する考えはないかを伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

## ○市長（笹山義弘君） 登壇

新福議員のご質問にお答えいたします。

1問目のごみの減量化を目指し、新しいごみ袋の検討についての1点目のご質問にお答えいたします。

現在、本市の可燃ごみ袋については、大サイズと小サイズがあります。大サイズのほうが縦80cm、横65cmで、小サイズのほうが縦60cm、横55cmとなっております。ご指摘の特大サイズの袋についてであります。現在使用している大サイズ以上の大きさになりますと、今まで粗大ごみとして排出されていた布団や毛布などのごみが可燃物として排出されることが懸念されます。

こうなりますと、今まで固形燃料化でリサイクルできていたものが、単に燃えるごみとして処理されることとなり、ごみ減量化の観点から見ても新たに特大袋を作製することは、現状において考えていないところであります。

また、1番目の剪定木の処理については、約50cm程度に裁断したものを、一抱え程度にくくり、燃えるごみ袋をつけた形を出していただいておりますが、これだと袋が破れることもなく整然とした形で出せますし、現在この方式による市民からの苦情等は寄せられておりません。

2番目の特小サイズについてであります。県内で特小サイズを採用している自治体は日置市がありますが、そのサイズは縦50cm、横50cmとなっております。本市の小サイズ、縦60cm、横55cmと比較しても、大きな違いはないものと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

現在、降灰量が多いとされている鹿児島市や垂水市、日置市では、降灰袋による回収を行っております。ことしに入ってから、火山活動も小康状態となり落ち着いてきていることから、現在のところ降灰袋を新たにつくり、配布する計画はありません。

ただ、大量の降灰があった場合には、市としましては何かの対策を講じる必要があり、一つの案として合併前に使用していた不燃物袋が在庫として残っておりますので、大量の降灰があり、緊急に対応する必要がある場合には、これらを公的な施設に配備するなどして活用する方法も考えているところでもあります。

次に、2問目の安全・安心に暮らせるまちづくりのためのAEDの保守点検についての1点目から3点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

自動体外式除細動器（AED）の設置及び日常点検や消耗品の管理などの維持管理は、設置事業所の自己責任のもとで行っているところであり、保守点検についても法的義務はありません。現在、本市においては消防本部のホームページ上で「あいらAEDマップ」によりAEDの設置に関して情報を提供しており、AED設置事業所には協力事業所として認定し、「協力事業所票」を交付しております。

「あいらAEDマップ」は、市内の各事業所に設置されているAEDの設置状況を調査し、効果的な活用を図るため、平成20年度に仮運用を開始し、25年度にシステムを更新し、本年度に正式に運用を開始いたしました。システムの更新に伴い、消防本部職員が協力事業所全てのAEDを点検し、不備のある事業所については注意喚起し、継続して維持管理をお願いしたところではありますが、引き続き保守点検についての注意喚起を行ってまいります。

また、コンビニエンスストアへのAED設置に伴う環境整備については、先進地の整備状況等を調査し、検討してまいります。

次に、3問目の男女の人権が尊重され、暮らしやすいまちを目指してについての1点目のご質問にお答えいたします。

配偶者暴力相談支援センターの設置については、私の2期目の選挙公約にも掲げたものであります。この配偶者暴力相談支援センターにつきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条に、「市町村はその機能を果たすように努めるもの」と規定されていることや、女性相談窓口を強化したことにより、配偶者暴力に関する相談事案もふえてきております。

市役所内部におきましては、男女共同参画担当、危機管理担当、生活保護担当、保健師との連携も構築されつつあり、そのような中で警察との連携により被害の拡大を防止した事案も経験していると報告を受けております。

このことを分析してみますと、配偶者暴力支援センターの業務とおおむね同様の取り組みが既に行われていることがわかってまいりましたので、配偶者暴力相談支援センターの設置を決めたところでもあります。

この配偶者暴力相談支援センターは、施設の名前ではなく、機能の名称でありますので、配偶者暴力相談支援センターを設置することで新たな施設を整備する必要はなく、配偶者暴力の被害者を支援するための権限が拡大するということであります。この権限により、被害者が裁判所への保護命令の申し出をする際に、支援ができるようになります。

また、国民年金の秘密保持手続や免除申請、児童手当などの手続に必要な証明書の発行が可能となります。このことにより、被害者が県の施設に赴く必要がなくなり、負担軽減になると期待されることでもあります。

ただし、これまで以上に配偶者暴力に対する職員の理解を深めるとともに、守秘義務や職員による二次被害が起きないように研修を強化していきたいと考えております。

ご質問の設置に向けた今後の予定であります。来年の春ごろの開設を念頭に準備を開始したところでもあります。2点目のご質問についてお答えいたします。

6月の男女共同参画週間のキャッチフレーズは、「家事場のパパヂカラ」となっております。これは、家庭内の私的な世界から女性を解放し、核家族化社会にある夫婦が協力して家族社会を構築してもらおうとの思いが込められているものと考えております。

この6月の週間には、毎年パネル展示などによる啓発活動を行っておりますが、ことしも始良市立中央図書館と加治木図書館におきまして、パネル展や男女共同参画関係図書コーナーを設置するなど、啓発活動を行ったところでもあります。

この啓発活動につきましては、これまではこの問題に関心の高い方々の会合等を対象に行っておりましたが、昨年度から学校や地域においても講習会などを実施し、対象範囲を拡大しているところでもあります。

ご指摘の週間事業なども、国の取り組みである男女共同参画週間にあわせて行事等を行うことは、効果的と考えておりますので、今後男女共同参画審議会や有識者の皆様の意見を聞きながら検討したいと考えております。

以上で答弁を終わります。

**○3番（新福愛子君）** 今回の質問に当たり、参考のために可燃ごみ袋について霧島市、鹿屋市、垂水市、そして日置市の4市を調査させていただきました。袋の種類では、霧島市と鹿屋市が大・中・小の3種類で同じです。そしてまた、垂水市は本市と同じ大小の2種類でした。

ちなみに、収集日については、垂水市以外は週2回で、私ども始良市と同じでございます。この垂水市は、10年ほど前から生ごみの堆肥化を実施されており、生ごみの収集を週3回すると、可燃ごみは週1回で足りるそうです。それぞれのこだわりをもって体制づくりをされているのも伝わってまいりまして、調査してみることの大切さを改めて痛感いたしました。

ちなみに、私数年前に頸がんワクチンのことで質問させていただくときに、鹿児島県下全市町村に調査をさせていただきました。今回も4市ではございましたが、あのときも同じように電話の応対、そしてまた自分のところではない話題になってくると、関係部署に電話を回す際のその様子、本当に各市さまざまでございます。

そしてまた、電話のかけ手、こちらが市民であるということ、それから市民でないということ、それによってもまた若干違って来たようで、電話の向こうで話し声が全部筒抜けで私の耳に入ってくるようなまちもございまして、今さまざまな市町村職員も民間から学びましょうということで、いろいろな研修もされておりますが、さまざまありますが、始良市も大変感じのいいお電話をされますね。ぜひこのことも念頭に置きながら、本当に市民外の方々にも同じように気持ちよい対応をしていただくことを希望して、感想とさせていただきます。

さて、答弁者によりますと、大、特大袋、確かに私も今回はそもそもの質問のきっかけは、特小袋だったんです。ところが日置市さんに伺ったところ、実は私どものまちは4種類、大の上に特大、そして小の下に特小というのを設けておりますというところから、なるほど、それも剪定木の処理についてという要望が出て、特大袋をつくりましたということで、いろいろお話を聞かせていただきました。

答弁にもありますように、その特大袋が出たことによって、その中に布団を入れて出される方々も

いらっしゃったりして、担当課も非常に苦笑されておりました。なかなかごみに対する周知というのは難しいなど、そのように感じたところでございます。

さて、剪定木でございますが、剪定木は確かに袋に入れるのにまた裁断をしなければいけなかったりして、大変困難を究めるわけですが、その意味では私ども始良市がやっております、東ねて、そしてそこにごみ袋を結ぶことによって、それを持って行ってもらえる。結果的には、始良市の取り組みが一番よかったということも理解できましたことも、つけ加えさせていただきます。

そしてまた、特小袋については、私は要望があったのは、もうスーパーの袋でいいんですと。本当に生ごみだけなんですって、確かにそうですね。私も4人家族でいたころは大袋は手放せなかったです。一人旅立ち、二人旅立ちして夫婦二人になると、本当にごみが減ります。

そしてまた、市が旧町時代からもそうですが、分別が進むと本当にごみ袋があんなに大きなものは要らないんだということも、取り組みば取り組むほど実感しております、高齢者の皆さん「持つて行くのも重いんです」、そんな声もありながらのこのスーパーのごみ袋サイズっていうのを提案したところでした。

ところが、日置市に行って参りまして、その日置市さんが実現していらっしゃる特小袋、ちょっと借りて参りました。この特小がですね、私どもの始良市の小袋と比べたときに大差がなかったです。ほとんど小さい特小をつくられたということなんです、ただ担当課の方とお話をするにあたり、日置市ではごみペールに入れたときに、ちょっと挟めるようにこれを広くしてほしいんだという要望があったそうです。

確かに始良市の場合は、ごみペールにはまらないのかなど。その分タックが入っておりまして、上が広がるようになってます。なるほど、私は結果的には特大袋、特小袋納得いたしました。なんですが、日置市さんのこの市民の皆様の声をしっかりと聞いて、それを実現するように努力されて改良を重ねておられる、この姿勢にとっても感動したんです。そしてまた、ちゃんとペールに入るように上を広くしてるっていう、これも実現されている、何ときめ細やかな対応であることかと、本当にうらやましくも、また感動もいたしました。

市長、この日置市さんの姿勢ですね、どのように思われますでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 行政サービスもいろいろございますが、基本は市民のために尽くすというのが私どもの仕事でございますので、今後ともそのような姿勢で取り組んでいただきたいというふうに思います。

○3番（新福愛子君） 私もそのように望んでおります。

そしてまた、今本当に財政が厳しい中で、行政のサービス、この公助というものの限界を私たちは知っております。そしてまた、市民の皆様もそのことは重々肌で感じておられます。ですから、あらゆる事業は受け手の、サービスを受ける側の市民の、そしてまた生活者の立場に立った、そういったものでなければならない。財政が厳しいからこそ、ミスマッチはもう許されない、そんなことを考えるわけでございます。

今回、私も常任委員会のほうでさまざまな審査をさせていただく中で、トイレの問題がすごい話題になりました。本当に行政側が提案されてる内容と、そしてまたそれを受ける側の住民、特に地元地域住民の声がなかなか合致していないなって、そんな感がいたしました。

私は、やはり原点は市民のための行政であると、そのように考えております。ある方も、例えば組織図をつくるとしたら、トップが首長で、そしてそこから副市長さん、部長さんとかこんなふうになっていきますが、それを逆に市長の上に市民を置いたらどうだろう、その発想でさまざまな事業を展開していくべきではないか、そのようなご意見も伺います。市長、いかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 各種施策を進める手法いろいろあると思いますが、ボトムアップするやり方、そしてトップダウンでするやり方、いろいろあると思いますが、要はその連携といいですか、そこがスムーズに行くということが大切なことであろうと思いますので、今後とも広くご意見を聞ける、そういう体制を保持しながら努めていきたいというふうに思います。

○3番（新福愛子君） やっぱり現場の声ですね、青写真をつくるときにぜひ現場の声、そしてそれを受ける側の方の声をよりきめ細やかに聞いていき、そして設計を進めていっていただく、事業を進めていっていただくということを、これが大切な考え方だということを確認させていただきたいと思います。

日置市の方とは何回もやり取りをしております、随分いろいろなお話を聞かせていただきました。その方は、クリーンセンターの職員から市の職員になられた方で、この道20年以上の大ベテランでいらっしゃいました。「私はこの分野しか知りませんので」、そういってご謙遜されながらお話をさせていただきましたけれども、やはりこの専門性を持った職員の育成というのも、大変重要ではないかなということを考えました。

電話を切るころには、「実は私この次にもう一段ちょっと考えがあるんです。きっと市民の皆様にご喜んでもいただけるものと、今わくわくしながら仕事を進めております」と、そんなことをお話をされておりました。それにも感動いたしました。

今、人事異動とか大変あります。本当に旧3町が、職員がさまざまところに異動されながら、そしてまた一体感のある始良市のまちづくりのためにご献身されておりますが、やはりその職員の中には、いろいろな部署を経験してオールマイティのそういった人材も必要でしょう。そしてまた、そういった一つの分野で徹底して力を積み、徹底して専門性を磨いていく、そんな職員も必要ではないでしょうか。その辺のバランスを市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 行政にいろいろ課せられた課題を解決する中においては、特に専門性を有する職員も必要となってまいります。一方では、始良市も合併5年目に入りましたが、職員においては、なかなかほかの地域のことをまだ知らない、そのことによりまして、全体が始良市であるという認識に少しまだ届いてない職員もいることも事実であります。

そういうことから、とりあえず始良市全域が始良市であるという意識に立つ中での行政業務にかかわってもらいたいということから、この異動が大きく動いているということは事実でございます。

これからにつきましては、その意識が醸成されつつありますので、今後についてはより適材適所の人事に努めてまいりたいというふうに思います。

○3番（新福愛子君） やはり適材適所、そして専門性を磨く職員も必要。そしてまた、さまざまな経験を積んでいただくことも必要。少なくとも職員の皆様には、希望を持って仕事を進めていただける

ような、そういった人事を考えていただきたいとそのように願い、次の降灰袋に入ります。

確かに、灰というのは自然のもので、その袋を買うということで市民に経済的負担を求めるべきではないという日置市さんの視点、私は大変すばらしいと思いました。市長、いかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 私たちにありがたくない降灰というのは、鹿児島特有の現象であろうと思いますが、まさにそういう意味では、桜島の噴火というのは、観光の面では大変観光客にとってはすばらしいといえますか、感動する光景であろうと思いますが、住む県民にとっては、一方でやっかいな存在であるということから、確かに議員ご指摘のとおり、そういう自然現象に対する処置として、これを有料とするのはいかがとおっしゃれば、確かにそうであろうと思います。

しかし、一方ではこれをやはり応分の負担をいただきながら、処理をしていかなければまちがやはりきれいになっていきませんので、そういう意味で今後のあり方ということについては、先ほどお答えしましたように、いろいろな工夫をとっていきたいというふうに思っております。

○3番（新福愛子君） 私今実施されているこれが鹿児島市の降灰袋ですね。そしてまた、今回4月から始められたこれが日置市の降灰袋になります。やはりあまり大きいと重みが増しますので、このような小袋サイズになっていて、なるほどという感じもいたしましたし、今回のご答弁では、特別なものはつくりませんが、今まで始良市として保有してある在庫品を使って対応していきたいという、大変に前向きなご答弁をいただいております。具体的にどのような袋になりますでしょうか。ありますか。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） ただいまここに持ち合わせておりませんが、旧組合時代に作成しました不燃袋を在庫として抱えております。大きさ的には、今現在私たちが使っています不燃袋の55cm×60、このサイズになろうかと思っております。

以上でございます。

○3番（新福愛子君） それでは、今後私たち始良市民は、灰をためたときに今までは赤袋で出しておりましたが、赤袋だと透明性がないので、結構灰ではない泥なども入っているというようなことも聞いておりますし、今回旧町時代にストックがあるものっていうのは、半透明、中身が見える素材だと認識しておりますが、それでよろしいのでしょうか。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） はい。今おっしゃられたとおり、今現在始良市で使っております不燃物ごみは、赤袋の若干透明なんですけど、これよりも若干ピンクがかかった薄い透明になっております。中身が見える形でございます。

以上です。

○3番（新福愛子君） 市民の皆様大変喜ばれると思います。赤袋は本当に必要のある分別のときに使われればいいわけでございます。

さて、これはいつから配布されますでしょうか。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） 始良市と日置市さんとはちょっと自然的な条件が違いますが、始良市の場合は灰が降った場合は、すぐ雨で流れる。少々の灰ではなかなかたまらないと思うんですが、日置市さんの場合は、なかなか大変だと思うんですけど、昨年もちっと質問がございましたとき勉強させてもらったんですが、大量の灰、どか灰と言われますが、どか灰があったときには、本市でもすぐ対応しまして、支所なり出張所なりの施設に置いて、その手持ちの不燃袋、旧組合時代の手持ちの袋を置いて、市民のほうに利用していただくかと思っております。

以上でございます。

○3番（新福愛子君） それでは、支所に置かれるわけですね。いつからとおっしゃいましたっけ。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） 現在のところ、まだどか灰がございません。1月からまだ灰のほうも、桜島のほうも小康状態で、降灰量が少ないようです。一昨年のような大量に1,000mmとか、そういった降るような状況になったときには、すぐ対応してまいりたいと思います。このために、自然が相手ですので、ちょっといつからってということは考えておりません。

以上でございます。

○3番（新福愛子君） それでは、次のどか灰が来たときという認識でよろしいですね。さきの同僚議員の質問にもありましたように、確かにその指定地域になっておりませんが、降るときの量といったら大変すさまじいものがあります。始良、加治木、蒲生は若干少ないんですかね。本当に確かにこの地域は、灰が降るとお天気が崩れて雨が降る、本当に雨で流してくれるという絶好の条件ではあるんですが、どか灰が続きますと、大変几帳面な方はこまめに掃除されます。ちりも積もればじゃありませんが、灰も積もれば大したものになっているのも見受けいたしますし、またその灰が雨で流れれば、側溝等にも流れていきまして、そしてまた今側溝掃除で各地域大変悩まれておりますが、その泥の原因も鹿児島県は、そしてまた特に私たち始良市でも、その灰も大きな要因になっているというふうに認識でおりますが、いかがでしょうか。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） 環境部長のほうとも協議しまして、そういった灰等もございますから、早目に手配するような形でいきたいと思っております。

以上でございます。

○3番（新福愛子君） それでは、どか灰が降ったときということを確認させていただきましたが、じゃあその支所等に今までのストックを使って、無料の灰袋を用意いたしました。この周知、市民へのお知らせ、これはどのようにされますでしょうか。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） 大量のどか灰があったときに、支所のほうに準備してありますということですね、広報等で流していきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（新福愛子君） 私たちも市民の皆様と多く触れる機会もございます。このことは、ぜひさまざ

まな機会を通して、市民の皆様にお知らせしたいと思っております。お金を使わずにある物を利用しながらまちづくりを進めていく、これは始良市の本当に誇れるべき方向性だと喜んでおります。

さて、本日1番バッターで登壇した同僚議員より、好例となったクールアース・デーの道筋をつくるべききっかけをつくったのが、私ども公明党の青年党員であったことをご紹介させていただきました。鹿児島県の青年党員さんも頑張っておられます。

実は、先月6月より、降灰のひどい桜島地域を中心に、困難を抱える高齢者や障害をお持ちの方々からの要望を受けて、灰の収集を行うボランティア活動を進められました。若い人は今なかなか姿が見えない。そんな中で、お困りの方のところに行って、掃除をして、そして灰を収集していく、こういったボランティア活動をする青年の姿というのは、まちの希望にもなっていくと思います。

そのボランティアグループ、大変ネーミングがよくて、私は思わず笑ってしまったんですが、その名も「はい よろこんで」いかがでしょうか。このような灰が桜島の灰とかけてあるわけなんですけれども、こういったところで共生協働のまちづくりを進めていく、この視点に私は今こそ立つべきだと思います。市長はいかがですか。

○市長（笹山義弘君） 本市においても、種々のボランティア活動にいそしんでいただいている方多くいらっしゃいます。そういうことで、まさにこれからの時代は、そういう理念が大切であるというふうに考えております。

○3番（新福愛子君） それでは、項目2、AEDについて再質問をさせていただきます。

AEDは申し上げましたとおり、解禁から10年がたちました。そして、世界でもトップクラスでこのAEDが普及し、そして大切な命が守られる、そのような体制が進んでいる我が国でございます。

しかし、実際それを使うとなったときに、作動しなかったという例が全国で数多く上がっているようでございます。さまざまなメーカーもございます。そのメーカーによってもありますし、何よりもこの保守点検というのが大事ではないか、いつ使うかわからないものですので、ただ始良市の場合は、このAEDマップというのを、平成25年にシステムを更新して、そして正式に運用し、さまざまな事業所の皆様にも喚起をさせていただいておって、非常に保守点検も確実に進んでいるということを確認させていただきました。安心いたしました。

このAEDというのは、さまざまなおところにあるわけですが、この保守点検が行われているという認識は、小中学校、教育関係の施設もそのように点検が行われるというふうに認識してよろしいでしょうか。

○教育部長（小野 実君） お答えいたします。市内の小中学校全ての学校に設置しております。現在、教育委員会の総務のほうでバッテリーの交換等があるときに確認をとっておりますし、表示していつ回るということでやってるんですけど、今後学校で毎月遊具等の点検をする安全委員会がありますので、そこでこのランプがつくことによって、ついたかつかんかによって正常か正常じゃないかわかりますので、それを確認するよう校長会等をお願いいたしまして、今後は毎月1回はそれを確認させるような形を、体制をとっていきたいと考えております。

○3番（新福愛子君） 大変安心をいたしました。本当にいざとなったときに使えない、これはもう大

変なことでございます。そういった意味では、始良市は本当花マル状態で保守点検が進んでいるということ、皆様にもお知らせしていきたいと思えます。

それでは、ちょっと関連なんですけれども、119番通報から現場到着までの平均所要時間、これまでの出動の中で一番時間がかかったという地域は、始良市においてはどんな事案がありましたでしょうか。所要時間が一番かかるというところ。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

平均所要時間と最長所要時間のお尋ねですが、平均所要時間に関しましては、全国平均8.3分に対しまして、管内6.7分になっております。

それから、最長所要時間につきましては、最長37分かかっております。この場所につきましては、北山の木場地区、ここで発生しました救急事案でございます。

以上でございます。

○3番（新福愛子君） 私の住んでいる地域は、消防署の地元であったりして非常にもうすぐ来ます。確かに早いです。全国平均8.3分、始良市では6.7分ということですが、確かに始良市は地理的にも恵まれている市なのかもしれません。

しかし、今ご紹介ありましたように、北山のほうですか、37分、これはもう本当に1分1秒を争う、そういった救急処置においては、大変心痛い、でもこれは仕方のない地理的な条件ですので、ドクターヘリとか、さまざまな今手立てもあります。ただ、本当にこの一分一秒を争うときに、近くにAEDがあれば、ひょっとしたら救える命、そういったものもあるのではないかというふうに思っております。

ちなみに、地域によっては始良市以外の病院への搬送というのがありますか。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

当然、管内の医療機関、これがさまざまな事情等で受け入れができない、そういった場合には、当然管外の医療機関へ搬送ということになります。

以上です。

○3番（新福愛子君） 今回、このAEDを市内に点在するコンビニエンスストアということで設置をして、より始良市において命を救う環境整備、セーフティネットを幾重にも張りめぐらせることができるのではないかという、そういった観点から先進地の事例を皆様にお示しし、ご提案させていただいているところでございます。

今、始良市内にコンビニエンスストア、私も調べたんですけれども、幾つコンビニというのはあるんでしょうか。

○消防長（岩爪 隆君） コンビニエンスストアについてのお尋ねですが、管内28店舗を把握しております。

以上です。

○3番(新福愛子君) 28、かなり多いほうだと思います。始良市は本当に今ちょっと走ればコンビニ、どこを向いてもコンビニという感じなんです、このコンビニは24時間、365日ということで、非常に貴重なさまざまな使命を、時代の変化とともに担っております。コンビニエンスストアでの税金を納める、これも非常に功を奏してるのではないかなと思っております。

このコンビニエンスストアにAEDを置くというのは、救急救命士さんが自分自身の体験をもとに提案されて、そして今全国に広がっているようでございます。ご自身の親友のお父さんが、AEDがあつたら命をつなげたものの、AEDがなくて命を落とされた、救急救命士としてもうこれ以上のつらいことはなかった。もしあの場所にあるコンビニエンスストアにAEDがあれば、お父さんは亡くならず済んだ、そういったことがきっかけでこの活動が広まっているようでございまして、今静岡県であるとか、そして神奈川県の大和市は、市の予算で市内の全コンビニエンスストアにAEDを設置していただき、そしてきめ細やかな救急体制をとっておられるということでございます。

そしてまた、ご答弁でも先進地の整備状況等を調査し、検討するとの前向きなご答弁でありましたので、希望を持ってこの活動も見守っていきたいというふうに思っておりますけれども、この街角救急ステーション制度、これは静岡県三島市でした。これが全国で一番乗り。神奈川県大和市、これはやっぱり両方とも遠いんですけども、ぜひこのような部分をしっかりと調査していただいて、実現をしていただきたいというふうに思っております。

このAEDの所在というのは、AEDマップがあるわけですが、あの司令室、通信司令室に電話が来ると地図が出てくるというふうに聞いておりますね。私も実際見ましたけれども、そこには地図落としがしてあるのでしょうか。

○消防長(岩爪 隆君) お答えいたします。

今議員が仰せのとおり、通信司令室のこのシステムの地図上に、このAEDの設置箇所、これが全て表示がしてあります。

以上です。

○3番(新福愛子君) それでは、心肺停止の状況を電話で確認したときには、例えば、「あなたが今いらっしゃるその近くには、どこどこにAEDがあります。そちらにもぜひ走って行ってください」というようなやり取りというのは、されるものでしょうか。

○消防長(岩爪 隆君) この平成26年にこのシステムの更新が行われました。それまでは、まだそういった指導は完全に行われていませんでした。このシステムの更新を機に、通報と同時にもしそのAEDが必要な事案、こういった場合には、司令室の職員がその設置場所、もしくはそのAEDの使用方法、そういったのを指導するようには、今運用を行うようにしているところであります。

以上です。

○3番(新福愛子君) AEDの講習というのを私も数度受けておりますが、市長はお受けになったことがありますか。

○市長(笹山義弘君) 作動するのを見たことはありますけど、したことはございません。

○3番（新福愛子君） ぜひ職員の皆様もされてると思いますし、一度講習を受けられると、しっかりとこういった免許証サイズの証明書もいただけますし、本当に実際できないかもしれないけれども、何かがあったときには駆け寄ろうという意識も非常に出てきます。

また、最初のところが倒れた方を寝かせて、そのときに周りの方にすぐ「あなた、119番通報をお願いします。あなた、AEDを探して来てください」このようなことが必ず決まり文句としてあります。そのときに、119番通報したときに、司令室の方が、「あなたのその場所の近くにAEDがあるのがどこどこです。そこに走ってください」というのがあると、本当に一分一秒を争う、それが後遺症にもつながっていきますので、非常に大切な取り組みになると思いますので、今消防長からも、今後しっかりとその辺をやっていきたいというご答弁がありましたので、確実にその辺を進めていっていただきたいということを要請しておきます。

そしてまた、一つの事例として、ある方が通報したときに、「目の前の〇〇小学校にAEDがあります。そこに行ってください」ということで救われた命があったそうです。そのときに、ご本人たちが慌てられているので、消防署の方はその学校に電話をして、「今必要な方が取りにいらっしゃいますので、どこどこで倒れていらっしゃいますので」、——目の前だったそうです。「持って行っていただけますか」ということで、教頭先生がそのAEDを持って走って、そして事なきを得たという、そういった事例も聞いております。

ぜひその辺の教育施設等においても、そのような意識を持っていただき、AEDの有効活用を心がけていただくことも重ねて要望し、最後の質問に入ります。

配偶者暴力相談支援センターについてですけれども、本当に私もこれは当初から要望を質問という形で、一般質問でもさせていただいておりました。空席になったときにも、同僚議員にさせていただき、そして今回の施政方針にしっかりと載ってきた、このことは非常にうれしく、個人的にもうれしく思いますし、この暴力支援センター、今本当にDVがふえておまして、ストーカー事案も含めて、もう深刻な殺人事件に発展するような事案も次々に起こり、それがまた私たちが住むまち、近くのまちでもそういった事件として起こり得る、大変な深刻な社会問題となっております。

この今設置されているのは、奄美のほうの知名町、薩摩川内市、鹿児島市、この3つが先進地としてセンターを設置されております。始良市に実現いたしますと、県内4番目ということになります。県内で一番最後に誕生した始良市が、県内のトップクラスでこういった安心・安全の環境整備を進めていくということは、大変誇りに感じるところでございます。

さて、このセンターをどこが管轄いたしますでしょうか。今女性総合相談は福祉ってということで、相談室も福祉この1階ですかね、そこにあったりするようですけれども、実際にセンターを管轄する部署はどこをイメージしておられるか、確認させていただきます。

○総務部長（小川博文君） お答えいたします。

配偶者暴力支援センターの重要性については、十分認識しているところでございますが、現在庁舎全体の組織機構についての見直し作業も進めているところでございまして、この設置につきましては、その中で十分精査いたしまして、早い時期に設置できるようにということでいろいろ協議をしているところでございます。

○3番（新福愛子君） 確かに、DV被害者というのは、複雑な複層的な課題を抱えていらっしゃると思います。ご自身のことも含め、また被害者は大方女性が多いのです。お子さんをお連れの方、そうすると教育委員会との連携も大変重要な連携になってまいります。そしてまた、深刻な事案になると、警察との連携も必要になってまいります。そういった意味で、非常に難しい総合的な視野も持たなければいけませんので、一番いい機能する実効性のある機能を果たす、そういった組織を考えていただきたいということを要請しておきたいと思います。

そして、またそこでどんな方がその支援に携わられるか、その人材の養成というのが、この配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の雑則の中にしっかりとうたわれておりますが、この人材の養成と資質の向上、このことは市長どのように考えておられますでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 今大変相談内容、そして多岐にわたっていると報告を受けております。そういうことから、ある程度の専門性を持ってあたる必要があるということですし、何よりもやはり経験を積むことも必要でありますから、そういう意味ではその辺の体制もとれるように、今後進めていきたいというふうに思います。

○3番（新福愛子君） 被害者の心身の健康の回復をさせて、そしてまた被害者の方がまた希望に満ちた人生を歩んでいかれるように、相談にあたる人材の育成と、そしてまたこれも先進地があります。久留米市であるとか、そしてまた佐賀県も大変に頑張っておられます。こういった先進地に職員の派遣、そして研修を受けていただきながら、あるべき、本当に誇れる始良市のセンターになることを願って、次最後の質問に入ります。

この週間事業のご提案をさせていただいたところなんですけれども、ちょうどこの議会が始まるころに、この週間がありました。そしてまた、この時期に何があったかという、例の都議会での野次問題でございました。非常に今少子化、本当にそれは女性が結婚しないから、子どもを産まないから、そういった形で少子化を捉えていらっしゃる男性がいかに多いかということを感じいたしましたし、そしてまた、その発言によって一人の女性が大きく傷つき、そしてまた人権を侵害されたという事実も私たちは確認させていただきました。

市長、あの事件は国会でもあったということで、また最近もニュースで流れておりましたが、市長の所感を聞かせていただきたいと思います。

○市長（笹山義弘君） 都議会でのやり取りということについては、都議会の問題ですので、私どもがいろいろ申し上げることは差し控えたいというふうに思いますが、一般論で申し上げますと、やはりこの人権ということにしたときに、やはりそのかねてから、特にそのような仕事にかかわる人たちがあればこそ、この性差別とか、そのようなことが絶対あってはならないというふうにも思います。

したがって、やはり意識を持ってそういうことにあたるということが大事であろうと思います。そういうことから、私どもも含めて、今後そういう仕事にかかわる際には、特にそういうことを意識しながら、そしてまたその研修等を含めて、そのことは全体でやはり臨んでいくということが大切であろうと思いますので、そのように今後とも努めてまいりたいというふうに思います。

○3番（新福愛子君） 私は、金子みすゞさんの詩、皆さんお好きな方も多いと思いますが、「積もっ

た雪」という詩があります。「上の雪 さむかるな。つめたい月がさしてゐて。 下の雪 重かるな。何百人ものせてゐて。 中の雪 さみしかろな。空も地面もみえないで」、まさに雪をぱっと見て、金子みすゞさんは表面の雪、そして一番地べたに近い部分にある雪、中ほどの雪をこのように分析して詩にされているんですが、すばらしい感受性だなと思っております。

私は、このセクハラ問題、セクハラ発言とか一連いろいろありますけれども、大臣の失言とか、そういうことも一切含めてでございますが、やはりその痛みがわからない、そういった人間的な人権意識の欠如というものが根底にあるように思えてなりません。少子化問題は、結婚しない女性が悪いのではなく、子どもを産む、産まない女性が悪いではありません。社会の問題です。

どうしたらその女性たちが自分らしく生きながら、女性にしかできない事業でもありますので、この子どもを産む、産まない、結婚する、しないも含めてのさまざまな選択を、女性たちが自分らしい選択ができるような社会体制を整えていってこそ、初めて少子化問題は解決されると、私はそのように信じております。

その意味で、各市町村が予算を注ぎ込みながら、愛のキューピッド活動みたいなことをされております。確かに、ご縁の機会が少なくなっている多様な生き方があり、それも納得できます。しかし、その少子化対策としてキューピッド事業を持っていくところに、人権の意識の欠如を私は感じてならないんです。

まさに女性に産むことだけを求め、そしてその事業を決定していく、そうすると、各議会はじゃあその少子化対策ということで今多いんです、この事業が。そうすると、何人の方がご結婚され、何人の子どもが生まれましたかと、決算では指摘をしなければいけない。こんなつらい、矛盾に満ちた人権意識のない事業はないと思っております。

始良市においては、少子化対策としてそういった事業が展開されないことを、私は願っております。

そしてまた、この週間の中に、いろいろなことをイベントを打っておられます。ことしの全国のテーマは、ご答弁にもありましたように、「家事場のパパデカラ」、火事はファイヤーではなく、家事、育児の家事でございます。本当に男性も女性も今こそ生きるために、性差を越えて取り組んでいきましょう、そういった本当に微笑ましいタイトルであると思います。

鹿児島県では、男女共同参画社会、今年7月25日から7月31日まで、県の週間事業が行われます。男女共同参画によるコミュニティデザインへのアプローチ、一人ひとりのいろいろさまざまを豊かに包むみんなの形をつくりたい、こういったことで、広報のチラシもたくさん今県内に出回っております。

やはりこういった週間を設けることによって、男女共同参画っていかにも女性をもっと強くしなさいとか、女性をもっと登用しなさいという、そういった部分だけがクローズアップされておりますが、決してそうではない。一人ひとりの人権が大切にされ、性別にかかわらずその人の可能性を開き、自分らしく生きていっていただく、その社会こそ活力ある社会へとつながり、そして元気な地域になっていくという、その意味での大切な大切な21世紀の我が国を方向づける最重要課題と、基本法ができたときの当時の橋本総理は、そのように位置づけられております。

そういった意味で、笹山市長もこの企画の中の、策定されました基本計画の中の冒頭の部分で、そのようにご挨拶をされております。日本一の暮らしやすいまちにするためには、この部分をしっかりと押さえていけば間違いないと思っています。

しかし、今このセクハラ問題を皮切りに、特に男性の皆さん、自分が発言することがセクハラにな

るのではないかと、気安く声をかけるのも怖いな、そんな感じを抱いていらっしゃる方々もいらっしゃるんじゃないでしょうか。

私は、この男女共同参画社会の根底をなす人権の質や、ここを学べば、絶対にそういったセクハラ  
の発言、言動は起こらない。そしてまた、それはセクハラだけではなく、今職場でも非常に重い課題  
になっておりますパワハラ、こういった力による相手を傷つける、人権を侵害していく、そのことも  
全て消えていくと思っております。

また今後考えていきますというご答弁でしたが、前向きに横断幕なども設置することはいかがで  
しょうか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

男女共同参画社会の実現に向けまして、啓蒙活動に取り組んでいるんですけど、今言われましたよ  
うなそういうことも含めて、啓蒙活動をしっかりやっていきたいと思えます。

○3番（新福愛子君） 終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで新福愛子議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。午後からの会議は1時から開きます。

（午前11時29分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時56分開議）

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。次に21番、湯元秀誠議員の発言を許します。

○21番（湯元秀誠君） 登壇

午前中のお二方の女性の爽やかな質問の後に、毒舌高い湯元が上がったということで、皆さん方大  
変苦勞されるんじゃないかなろうかと思っていられる答弁者もいらっしゃるかもしれませんが、決し  
てそういうことはありません。

また、先般の4月の選挙ではございますが、私も過去5回、今回で6回目の選挙をやりましたが、  
私の地域は非常に選挙はにぎやかなところでありまして、町会議員選挙のときも3人、2人という激  
戦区をいつも選挙を戦っておりましたが、そのたびに「選挙は1週間、おつき合いは365日」という  
ことを私は常に皆さん方に申してきました。

今回、始良市長、始良市議会の選挙をともに戦ってこられました同僚の方々にも申し述べたいと思  
います。「選挙は1週間、おつきあいは今後1,460日」、4年間よろしくお願ひしたいと思います。

今回、質問事項を2点ほど出しておりますが、質問事項の1点目、農家空き巣狙い防止対策の強化  
をとということで、始良市中山間地域は、近年極度の人口減少にあり、その高齢化率も年々高くなっ  
ております。そのほとんどが農家の方々に、集落の機能、共同作業や役員決め、構成などなかなかそ  
ういう問題が機能が落ち、危ぶまれておりますが、従来集落ごとで助け合ったり、見守りあつてきた結  
の精神とかがなかなかこの最近希薄になってるところがあります。

そこで、要旨1、農家をターゲットにした空き巣狙いが多発しておりますが、実態を把握されておられますか。

要旨2、農機具、トラクターやチェーンソー、草払い機など、倉庫に保管されている米なども盗まれております。盗難品も多様と思われておりますが、警察に届けられた事件は、その都度情報を市の側は得ておられますか。

要旨3、農家も無防備なところもありますが、事件の検挙率は低く、解決が軽視されているのではないかと考えられます。その原因は、ある期間盗難に遭ったことに気づかないケースがあると思われませんが、そのほかに何が起因しているとお考えでしょうか、お答え願いたいと思います。

要旨4、安心で日本一暮らしやすいまちを掲げているのであれば、空き巣狙いに注意、用心するような呼びかけを防災無線などを通じてすべきであります、具体的な対策をお示し願いたいと思います。

要旨5、始良市は交通の利便がよいゆえに、このような犯罪が今後増加するのではないかと懸念されます。広域的な犯罪に対応する監視カメラが、県の管轄道路では設置されておりますが、市道の要所にも設置すべきときと考えます。対応を問います。

質問事項の2、道路網の整備についてでございます。

要旨1、木津志、柵野、蒲生へ至る松坂城入り口周辺の道路整備を、木津志地区の方々が早くから望んでおられます。合併してこの計画の促進が図られるものと期待感が大きかったことですが、その期待感が置き去りにされていると地区民は思われております。この路線の今後の整備計画を具体的にお示し願いたいと思います。

要旨の2、市の総合計画に示された中部横断道路は、設計の段階にあると思っておりますが、その進捗状況と財政計画をお示し願いたいと思います。

要旨の3、現在九州電力が蒲生の白男、漆、木津志、北山にかけて送電線の鉄塔の設置工事を行っております。この工事用の取り付け道路について、市との協議、申請事案等があったのか、これが①です。

②、コンクリート舗装の立派な道路もあります。その道路の現状は把握されておられますか。

③、送電線の工事完了後は、管理専用道路となるのか。また、漆の神如塚から木津志にかけて道路も設置されております。今後寄付採納など、市へ譲渡されれば、この道路の活用度も高くなり、周辺の開発にも役立つと思われませんが、九州電力との協議はなされているのか、その可能性はどうかお尋ねいたします。

## ○市長（笹山義弘君） 登壇

湯元議員のご質問にお答えいたします。

1問目の農家空き巣狙い防止対策の強化をについての1点目のご質問にお答えいたします。

空き巣狙いの被害状況については、始良警察署からの情報によりますと、平成26年1月から6月23日までの間に、空き巣狙いは合計4件であり、25年1月から12月までの間の空き巣狙いは合計23件とのことであります。

市といたしましては、犯罪のない地域社会を目指して、市の外郭団体や関係機関と連携しながら、各種施策に取り組んでいるところであります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

農機具の被害状況についても、空き巣狙いと同様にその都度始良警察署からの情報を得ており、平成26年1月から6月23日までの間は、農機具の窃盗被害は1件であり、25年1月から12月までの間の農機具の窃盗被害は、合計2件とのことであります。

市といたしましては、今後も引き続き始良警察署と連携しながら、防犯活動に取り組んでいきたいと考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

始良警察署に確認しましたところ、かぎのかからない場所に農機具を保管して盗難に遭う場合が多いと聞いております。また、盗難に遭ったことに気づかず、盗難届けの提出がおくれることが、事件の検挙率低下につながっていることも聞いております。

4点目のご質問についてお答えいたします。

空き巣狙いが多発している場合については、始良警察署と協議の上、必要に応じて防災行政無線を活用した情報提供を行っていききたいと考えております。

また、地域安全パトロール隊や自主防犯パトロール隊の青色パトロール車により、空き巣狙いの注意喚起を促す広報を行っていききたいと考えております。

5点目のご質問についてお答えいたします。

防犯カメラの設置については、犯罪の抑止力強化が期待できることから、今後調査研究を行ってまいります。

次に、2問目の道路網の整備についての1点目のご質問にお答えいたします。

木津志地区と蒲生町柵野地区を結ぶ市道柵野線の道路改良工事は、過疎対策事業において平成22年度から測量設計を実施し、全体延長761m、車道幅員5.5mで計画しております。用地取得及び立竹木補償については、全て完了しております。

工事については、平成25年度に75mが完成し、今年度は130mの区間を施工予定としており、残りの工事延長は556mとなります。今後の事業進捗については、河川のボックスカルバートが2か所と、長大のり面など事業費が増大する区間があることから、完成まで数年が必要であると考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

中部横断道路については、平成25年度に概略設計を終えております。内容については、県道川内加治木線の山田口交差点付近から、加治木町木田地区の西別府線を結ぶ延長3,753mのうち、トンネル310m、橋梁63m、これらにかかる費用は概算で五十数億円と見込んでおります。今後実施に向けた詳細設計及び対象となる補助事業などの検討を行いたいと考えております。

3点目の1番目から3番目までのご質問については、関連がありますので一括してお答えいたします。

現在、九州電力株式会社では、南九州鹿児島間における鹿児島幹線の送電線の老朽対策や、鹿児島地区における需要対策のため、特別高圧送電線の一部増強工事を行っております。

工事は、平成24年10月に着工され、27年1月には新設の鉄塔建設工事が終了し、28年6月から送電線の運用が開始されると伺っております。

この増強工事については、市をはじめ当該工事にかかる土地所有者のご理解とご協力のもと、搬入路用地等の測量及び境界立ち会い等を終え、それぞれの設備に応じた契約、基本的には鉄塔用地については土地売買契約を、工事用取りつけ道路用地及び電線化用地については、土地賃貸借契約、電線路仮設契約、立竹木伐採補償契約を締結し、工事が進められております。

また、道路用地のコンクリート舗装については、関係部署で把握をしているところであります。この道路用地については、鉄塔建設が完成または送電が開始されるまでの仮設備のもので、人の土地賃貸借契約では、「返還の際には工事施工業者において原型に復する。」ことになっております。

次に、今後の道路整備にかかる九州電力との協議については、ただいま申し上げましたとおり、この道路用地は市または土地所有者に返還されることになっておりますので、九州電力との協議ということにはならないものと考えております。

議員仰せのとおり、蒲生町漆の神如塚から木津志方面にかけても、コンクリート舗装の道路が設置されております。市といたしましても、道路整備の必要性は認識しているところでありますが、この道路は九州電力の作業用道路であることから、今後関係部署において十分調査していく必要があると考えております。

以上で答弁を終わります。

○21番(湯元秀誠君) 質問事項の空き巣狙い防止対策の強化をというところから始めたいと思いますが、この実態ですね。まず実態を把握されておりますかというところで、警察に行かれておられるようですね。それが把握したということになったのかなというふうに思いますが、警察では25年1月から12月までの23件、それからことしは4件、その中で農機具を一つの品物を盗難品とすれば、農機具が25年度が2件、本年度は1件ということですね。

警察に行くしかなかったのかなと。通告して時間もあるわけですが、実態を把握というのは、警察はもちろん把握するところ、行く場所は最初に行かなければならないというのはわかるんです。私が今までずっと山間部で生活してるわけですけども、非常に多発してるんですね。認識が、ですからおありになるのかなというところが、ちょっと疑問なんですね。

実態をやはり把握するためには、せめて通告をした後に公民館長さんとか、地域の方に頼んで箇所箇所をやっぱりリストアップしたり、それから聞いてみてください。実態がわかると思いますよ。その点は警察でぐらいしか実態調査できなかったのか、そういうところはどうか。

○危機管理監(堀之内 勝君) ただいまのご質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、質問の通告があつてから始良警察署のほうに問い合わせたのは事実でございます。それともう一件は、1回だけ漆のほうに上がりまして、高峯のほうで窃盗事件があつたというのはお伺いしております。

以上でございます。

○21番(湯元秀誠君) これは皆さんが盗難に遭つたということ、気づかれるのが時間がたつて。いつなのか特定できないですね。今高峯の件を言われましたが、高峯の一番奥にある一人で住んでらっしゃるおばあさんがいらっしゃるんですが、その方は2年ぐらい前にお金をとられたということで警察に届けられてるんですね。夜に届けられたのかわかりませんが、夜に警察が来てるんですね。いろいろ根掘り葉掘り聞かれるわけですが、とられた時期が、時間がちょうど息子さんのところに行つてらっしゃる時期なのか、さだかでないわけですよ。しかし、とられたことは事実であるということで、指紋やいろんなことをされたんですが、結果的には何ら解決してないわけですね。

その後、今度は草刈り機等もとられてるわけですよ。解決なり何なりの後々の見回りとか、いろん

なことが警察なり、防災的なことの行政側がやってくられれば、多分草刈り機がなくなったことも、申し届けをされると思うんですよね。何ら解決もない、また住民に目を向けてくれない姿勢は、そういう被害者になってもあきらめムード、構ってもらってないという失望から、そういうことをされなくなるんですよ。その件が、漆にはあります。

漆に限らず、隣もあると思います、集落。特に山間部においては、最近非常に高齢化が高くて、昼間若い人たちはおりませんが、高齢者の方々が目につかない限りは、もうそれは犯罪はもう完成してるんです。そういうことが非常に多いと思うんですよ。

私が高峯の奥のほうに行かれたという、その方に行かれたかわかりませんが、その方の息子さんがある日夫婦で帰っていらっしゃったと。里帰りをして家に帰ろうとしたときの木戸口を出たところで、軽トラックと遭遇したと。軽トラックの運転手は横を向いて、息子さんが車をとめて見ようとしても、反対方向を向いてなかなか顔を見せない。お母さんに電話してこうこうだったと、後ろにはいろいろな農機具を積んでたがよと。お母さんはどうされたかという、怖くて戸締りをしただけなんです。

だから、警察は「実際犯人を見られましたか」、何々実際現場でこういう裏づけをとれなかったということ、いろいろなさまざまなことを言えば、何ら検挙するところにも行き着かないし、特定できなくなれば、結局うやむやになってみんな泣き寝入りということだと。ですから、そういう瞬間、瞬間に予防とか予知とかちゅうことをやろうにしても、そこでとまってしまうんです。

じゃあ、そういう例のときに今から先ですが、どう対処すればいいか、行政側はどう思われているか、どういう住民の方々にこういう対応策をとってくださいという指導なり、伝達をされるつもりか、お知らせください。

○危機管理監（堀之内 勝君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、本市としましては、盗難に遭った情報を入手した場合、やはり現場に行って実態把握をし、また地域的にそういう盗難が広がっているのであれば、やはり市も広報紙、または防災行政無線、これらを使って注意喚起を呼びかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○21番（湯元秀誠君） それは防災無線等やらなんです、私が言いたいのは、住民がどう次の行動を起こすか、どこに、誰に、どういうアクションをとる必要があるかということは今聞いているんですが、そういうものがある意味では今後の防止対策やら、数が少ない住民の地域の方々へのそういう予防策、いろんなものにつながっていくと思うんですが、例えばそう言われますが、ことしの3月でしたけども、漆に行く道中の道路筋の方が、私が通りかかりましたら「ないごんな。」ち言うたら「米をとられたお。」ちゅうて、「きのう晩なな3俵やったち。きょうはなもう6俵、残ったとが6俵やったら、6俵がねごなっちゃった。」、二晩続けてとられているわけですね。

一晩目にとられたときに、もう警察に頼んで呼んでるわけですよ。そして、二晩目もとられてる。こういうときはどう思われますか、こういう事態はどういうことが考えられますか。

○危機管理監（堀之内 勝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいま同じ場所で2回ほどとられたということですが、やはり1件目届け出がされておれば、やはり警察としては巡回警邏というか、そういうすべきであるし、また本市においても、その

ような情報を入手した場合は、地域を重点的にパトロールをすべきであると考えます。

以上でございます。

○21番（湯元秀誠君） 関係機関との連携ということをここで答弁されてますけども、連携はとれてませんよね。二晩続いたことが、その周辺、蒲生地域から山間部の、また農家の方々を対象にする地域の方々に、じゃあ防災無線で呼びかけた形跡はありますか。

○危機管理監（堀之内 勝君） ただいまのご質問にお答えします。

防災行政無線にては、呼びかけは行っておりません。

以上でございます。

○21番（湯元秀誠君） 市長、日本一暮らしやすいまち、どうでしょうか。今のこのやり取りを聞いておられまして。

○市長（笹山義弘君） 盗難に遭われた大変お気の毒なことだというふうに思いますが、どのような経緯でそのように連続して盗難に遭ったか、まだ承知しておりませんが、盗難に遭いにくいといえますか、先ほどちょっとお答えしましたように、かぎをかけていただくなりにも必要かもしれませんし、その辺のところを細かくまだ承知しておりませんので、お答えしにくいところですが、内容はそういう多発地域ということがあるとすれば、それなりの重点のパトロールということを今後はしていく必要があろうというふうに思います。

○21番（湯元秀誠君） やはり連携という言葉や、いろいろなものを飾って答弁の中で出されてるんじゃないくて、やっぱり現実それをしっかり捉えてほしいなと思うんですよ。

言えば市長もさらっとした答弁でございますが、実際昔の人々がいるころは、口で伝わるものとして全てどこに泥棒がいたげな、ああじゃったげなっちゃ、さっと例えば漆みたいのところとか、山間部においては、農協とかいろんな郵便局とかいろんなところがあります。そこらあたりも店とかっちゃうことで、情報その日のうちにバーッと広がっていきよったわけですよ。今そういうコミュニティの場所がないですから、なかなか田舎といえども情報が広がらんとですな。

ですから、個々の問題としかこういうことは思われてない部分もないわけじゃないです。せっかく防災無線という防災ですよ、手段があるのに、何ら活用されてない。この事態が無用なものとか私には見えないんですね。それをやっぱり生かし得る一つの手段として、行政側が管理下にあるその防災無線を最大限活用するためには、方法はないものかと。ないでしょうかね。

○総務部長（小川博文君） お答えいたします。

私も質問をいただきましてから、漆の自治会長さんとお話をしたところでございますが、その中でいろいろとお話をさせていただく中で、やはりこの防災無線の話が出まして、戸別受信機を漆の場合にはつけているわけでございますので、これでそういう窃盗があったときに、いち早くその情報が皆に伝わる手法としてはいいのではないかということで、我々もいろいろと検討しました結果、当然思いは一緒だというようなこともございまして、ただそれをするには、自治会長さんが発信ということに

今なっていないものですから、というのは、蒲生の総合支所のほうで入れないと、できないと仕組み上そういうことでございますので、私ども考えますのは、市民生活に有益になるということについては、この防災無線は十分活用していかなきゃならないというふうに考えますから、今後そのような事例に対しては、自治会長さんのほうから蒲生総合支所のほうに連絡をとっていただいて、できるだけ早い時間に全員の方に周知が図れるような体制がとれればと、そういうふうに考えているところでございます。

以上です。

○21番（湯元秀誠君）　こういうただ単に物取りに来た者が、そこに住んでらっしゃる方とそういう状況下の中で遭遇した場合、どういうことが起こり得るかということは、やはり別なまた重大な犯罪につながっていく可能性は、もう十分要素はいっぱい含まれてるわけですね。非常に危険なんですよ。

そこあたりをやっぱ認識していただかないと、そりゃ行政はこうこうしてやって、義務を果たしてきましたものみたいなものですよ。やっぱり並べるんじゃなくして、実際最大限方法はないかということで、やっぱり模索する必要があると思うんですが、今戸別受信機の件なんですけども、私いろんなところを回って見ますと、戸別受信機もコンセントを抜いてある家が結構あるんですよ。

だから、電池があって、また電池が切れても使えるように、コンセントから電源をとるようになってますよね、蒲生の場合は。ほかの加治木はどうですか、わかりませんが、電気代が要るのかわかりませんが、抜いてあるんです。そこあたりの実態はどこが調査すればよろしいでしょうかね。どこが調査するんでしょうかね。

○危機管理監（堀之内 勝君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

今戸別受信機の受信状況、コンセントが抜かれていたりするということでございますが、今後にありましては、各地域の担当、そこの地域振興課、そういうところをお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○21番（湯元秀誠君）　きのうは地区の公民館の役員会があったんです。私もちょっと参加したんですが、消防団の方々も公民館長に、消防団の方々をお願いして、点検してもらうように言ってくれてということをお願いしたんですが、それは消防団の業務ではないんですかね。

○消防長（岩爪 隆君）　お答えいたします。

戸別受信機、これはいろいろな災害、そういった場合の情報の告知、そういったものに大きく関係するものであります。今後そういった管理の面で不十分な点があるということであれば、地域の消防団、地域に密着したそういった消防団の利用というの、今後あり得るかと思えます。

以上です。

○21番（湯元秀誠君）　それはぜひ宝物のやつを、ある物を何も使わん手はないですから、最大限生かすためにはそれは必要ですね。ですから、個々の家に消防署のほうからきちっと回覧でも回していただいて、消防団がこうして訪問して調査に参りますぐらいはやっぱり出していただいて、消防団の

方々が点検しやすいようにしていただけることが、一番効率がいいし、住民の方々はやはり消防団という一つの立場の皆さん方には、信頼というものがありますから、そういう強い思いを抱いてもらうためにも、消防団の一つの活動の啓発にもなると思いますので、そういう形で、この戸別受信機の点検も消防団にお願いしていただけるよう、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、この防災無線についてはあと一点ほどですが、公民館長の例えば自宅から、公民館長が蒲生の場合は総合支所に局がありますね。先般、私もある案件で総務部長もご存じですが、こういう案件で漆地区とほかの地区と周波数が違って、漆地区だけに限定して放送できるんですよね。

そのことについて、漆だけに広報してもらえないかと担当に言ったら、いや、これは本部に言わないといかんっちゃうことで、ああそうねと、お伺いたてにやいかんと。緊急のときはどげんするのよと、ちょっと腹が立ちまして、非常にそういうところがシステムのなものが不備なのかなと思ったりもしたんですが、後ほどまた電話がきまして、こうこういうことでできますということで返事があったもんですから、それで了解したんですが、公民館長の家からその総合支所の局に電話で電話する。電話回線を使って、マイクと同じように公民館長は発信できるんですかね、このシステムは無理でしょうか、どうでしょう。

○危機管理監（堀之内 勝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

直接公民館長さんから市の防災行政無線への電話の連携というのは、今のところシステム上構築されておきませんので、不可能かと思ひます。

以上でございます。

○21番（湯元秀誠君） いや、不可能として今やっていないからどうですか、できないのですかということをお調査なり、電波局ですか、いろんなところに出し、またこのシステムをそういう活用できないものか、これを導入したところの会社に、いろんな形でそれされての回答なんですか。

○総務部長（小川博文君） お答えします。

今のご質問は、電波法に基づく開設局の関係もあろうかと思ひます。今この局の開設は、蒲生総合支所のほうで開設許可をとってるんであろうと思ひますので、それが違う遠隔で操作する形での開設がどうなるか、その法的なそこらあたりのこともござひますので、今後調査をさせていただきたいというふうにお考えます。

○21番（湯元秀誠君） ということは、不可能じゃないわけですね。いや、不可能と言われましたから、完全に不可能っちゃうことは、できないっちゃうことですよ、全く。可能性はやっぱりかけてみてくださいよ。いろんな形で。でなければ、木津志は電波の無線のあれを持っていますね、システムを木津志集落で。公民館長のほうに局があるんですね。公民館長がこまめなこと毎週、毎日その住民の方にお知らせされるんですが、肉声でちゃんとできるわけですね。一番いい機能的な手段なんですよ、これが。一番いいと思ひます。

ですから、これを今の防災無線の戸別受信機を使って、もちろん総合支所のそういうあるやつを経由しなければいけません、そういうことのお取り組みができないものか、そこらあたりを今後ちょっと電波局ですか、いろいろ相談したり、そのメーカーと相談してちょっとできるものなら、この可能

性にかけてもらいたいと思います。

それじゃ、この空き巣狙いの件について、この防災無線のところちょっと時間をとりましたけど、あと一つ、そのシステムを構築していただきたいことは、そういう軽い盗難に遭っても、小さなものでも、まず届けるシステム、口に出して伝達して、それを届けていただく。もちろん、それは警察に行きや聞き取るとか、書類とか何とかあるでしょうが、そういうことよりも、一方がどういう形で出てくるかという、お届けされるかというところですので、そこを何らかの形で形つけれないかなと思うんですが、どうでしょうかね。

○危機管理監（堀之内 勝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

もし盗難に遭われた場合、届け出る方法としまして、やはり皆さん固定電話をお持ちですので、何らかの形で例えば警察、または市役所、そちらのほうにまずご一報をいただければと考えております。以上でございます。

○21番（湯元秀誠君） 地域コミュニティ事業が来年度から始まるわけですが、それぞれ消防のほうも、自主防災組織というのを地域に呼びかけていらっしゃるんですね。そこでは、この件についてはどういう形で今後取り組まれるものか、それは自主防災の中には、これ含まれていないのかですね。

○危機管理監（堀之内 勝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、自主防災組織としての機能としましては、やはり災害発生した場合、行政だけではできないこともございますので、自助、共助とかそういう関連で、それぞれの地域は自分たちで守ると、そういう考え方で自主防災組織は動いてると思っております。

今後、議員の仰せのとおり、そのような形でできるように、また検討してまいりたいと思います。

○21番（湯元秀誠君） この質問の5点目なんですけども、要旨の5点目なんですけども、防犯カメラの設置の件なんですけども、この今の始良市の市の公共施設等には、例えば防犯カメラは設置をされてるところはあるんでしょうかね。

○加治木総合支所長（木上健二君） お答えします。

防犯カメラにつきましては、市のほうで昨年ご存じの加治木港町飲食店街活性化事業というのを、県の地域振興事業を行いました。その中で、商店街の浜通り、ここを活性化、また地域の安心・安全を図るということで街路灯、また道路、合わせて防犯カメラを4基つけております。現在は、特に問題なく推移しております。

○21番（湯元秀誠君） 例えばそれで、防犯カメラでああ、これ設置しての有効的手段であったという結果が得られたのが事案があるか。それと、こういうのは維持費っちゃどのくらいかかるものなんですか。

○加治木総合支所長（木上健二君） 効果としましては、今特につける前と今とは特に変わっておりません。といいますのは、特にこういった治安の問題とか、そういうのは今のところは特にないわけで

すが、ただ以前は結構お客さん同士でいろいろもめごととか、けんかとかあったというふうには聞いてます。現在は、今のところは特にそういうのは聞いてません。

また、費用面につきましては、設置費用が4基で大体240万ぐらいでした。維持管理費としましては、もう電気代ぐらいということでございます。今のところですね、電気代です。

以上です。

○21番（湯元秀誠君） 設置にかかる費用はさて置いて、やっぱり抑止力は確かにあると思うんですね。カメラが設置してありますと、あると思うんですが、要は犯罪がなくてもその研究とか、やっぱりきちんとその犯人を捕らえてもらえないと、やはり次なる犯罪が起きる。

それと、広域化してると私は思うんですよ。ですから、漆みたいなところは、意外と始良市の山間部は、3市1町隣接してますね。今度は便利であるがゆえに、逆にこれをさかにとれば、非常に広域的に犯罪をしやすい場所と、何でも事件をやっても逃げやすいところというふうに私は見ます。

これは、そういう犯罪を起こす人に限らず、イノシシ、シカ、猿もこの広域的なもので取りまないと、非常に追いかけ、追い払いごっこをやってるだけの実態もあるわけですので、この監視カメラが私は今この時代において、非常に有効じゃないかなと思うんですよ。

都会の都市型の犯罪においては、もうこれなくしては解決はないと言われるぐらい、防犯カメラが非常に活用されて、それを生かされてるわけですけども、一地域に主要道路にやはり市内何箇所必要かわかりませんが、設置できないものかと思うんです。

やはりその犯罪に及ぶ前の前触れがあるんですね。その米をとられた方も、何日か前に米買いに来たのがおったというんです。トラックの大体車種までは限定されて私に言われました。言われた次の日、それらしき車を私は遭遇してます。

ですから、あれに積んだんですから、車のナンバーとか、持ち主を追求するようなことまでは我々にはできませんけども、起きたときにそれをカメラの収録されたものを見るということだけでも、近づけるんじゃないかなと思うんですね。

ですから、これは一番効果的なやり方じゃないかなと思います。市の予算、それから国、県のいろんな補助事業が乗っかってできるものなら、日本一暮らしやすいまちづくりですので、日本一いち早く、市町村の道路に監視カメラを設置しました、これを売りとしてやってください。どうでしょうか。

○総務部長（小川博文君） お答えします。

防犯カメラ、それから監視カメラにつきましては、議員仰せのとおり、犯罪のこの抑止力を強化するという意味では、本当に有効な手段であろうと思います。さきの6月の県議会でも、警察本部長のほうがそのような答弁をされているようでございます。

これらのカメラの設置につきましては、抑止効果を上げるというような目的もございまして、その設置の場所は犯罪を犯そうとする人たちも気づくような場所でないといかんとということで、一番メインの通り等になろうかと思いますが、そのようになると、常にそこを通行される方、あるいはよく利用される方にとってはいつも監視されて困るという、またそういう反面の意見もあるのじゃないかなということもございまして、その方々に対してもですけども、地区の方々に対しても設置の目的、趣旨、いろいろなまたご意見をお聞きしながら、プライバシーの保護の観点やら、このカメラを運用していくというガイドライン的なものも定めなきゃいけないのかなというふうにも考えているところ

です。

ご質問の中にもございました、補助事業も含めて、それらも含めて十分調査させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○21番（湯元秀誠君） じゃあ、この件については終わります。

2点目でございますが、道路網の整備についてでございます。この木津志の松坂城入り口付近のこの道路整備については、今柘野地区のほうから順次路線を改良してるわけですけども、これが全て旧始良町側の木津志と、蒲生の柘野側との、これを含めた全ての総延長がこの数字となっているんじゃないか。

○建設部長（岩穴口弘行君） この柘野線の改良でございますが、集落の中ほどに流れています柘野宇都川の前と、それから集落の木津志寄りから旧町境までの区間の改良でございます。

○21番（湯元秀誠君） 私がこれ見たら、あの松坂城の入り口のところ、あの橋がありますよね。あそこから木津志に上ったところのあの区間のことを質問で出したつもりなんですね。そのところは、前玉利議長も何回か言われておったようですけども、私は玉利議長から、あれはもうすっかり確約はとれていますからねということで、そういう案件も引き継いだわけですけども、その分はどうか。

○建設部長（岩穴口弘行君） 今、議員言われましたように松坂城跡の記念碑が建っております。その区間も当然含まれております。ですから、先ほど申しましたように旧始良町、蒲生町境から柘野集落のほうということになります。

○21番（湯元秀誠君） じゃあ、結局、例えば財源区分を申しますと財源は今やってる蒲生町区域や蒲生区域は過疎債、木津志が辺地債ということを以前聞いたんですが、それじゃないわけですね。

○建設部長（岩穴口弘行君） この柘野線の道路改良工事に関しましては、過疎対策債のほうを使わせていただいております。

以上でございます。

○21番（湯元秀誠君） その橋から上へ、その木津志川のほうは過疎債ではできないわけでしょう。できるんですか。過疎債で連携して、じゃあそれを一つの一連の事業としてかけられるということですね。いいですか。

じゃあ、であれば優先順位を変えてほしいと思います。今求めていらっしゃるの、変形してますね、あの上が、道路が。もちろん、これ答弁の中で難しい言葉使ってありましたが、長大のり面、これがその分の改良の分にこれが当てはまる言葉なんじゃないか。

○建設部長（岩穴口弘行君） 長大のり面というふうな書き方してございます。これは、旧町境からち

よっと木津志の集落寄りよりに入りました崖が、急に立った崖があってカーブがきつい箇所がございます。

○21番（湯元秀誠君） ちょうど橋から柵野川のほうちゅうことですか、今言われるのは。松坂城入口の橋がありますよ、から柵野方面のことなんですね、この橋は。

○建設部長（岩穴口弘行君） 私のちょっと説明が悪いんですが、松坂城の跡という記念碑がございます。その下を流れるのが、私ども柵野川というふうに言ってるんですが、そこの木津志川のほうに上っていきますと旧町境がございます。その町境の少し50mぐらいですか、100mぐらいですね、100mぐらい手前の急なカーブのところが高さにして約30m、幅で今の崖ののり面から35mから40mぐらい奥のほうまでちょっと削っていかないといけないというふうな工事になる予定でございます。

○21番（湯元秀誠君） 工事を手をかける優先箇所をちょっと変えてみてください。やはり金がかかったりするかもしれませんが、地域の方々は一刻も早くここの部分の改良を願っていらっしゃるわけです。ですから、いつになるのかわからないですよということではやっぱり合併をして何やったというそこをみんなは求めていらっしゃるわけです。合併したゆえに非常に期待感が大きかったわけですが、これが先が見えない、まだ時期的に見えないとなりますと、地域の方々の合併に対する失望感ってやっぱり高いと思いますので、ここの優先順位を変えてこっちへの工事を早目にやっていただきたいということを今後のひとつ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設部長（岩穴口弘行君） 今計画しております今回の補正でお上げしてる分が工事請負費で4,000万お上げしてるんですが、現在の状況では柵野集落側の約130mをというふうに計画しております。今、議員の言われる落石があったり、崩土があったりする箇所を先にというご質問ですけれども、どうしても勾配がございまして、両側に側溝を入れるというような計画をしております。そうなりますと、その勾配からしますと、上流側からするとその水のはけ口がないというふうなこともございますけれども、議員が言われるように危険場所から先にということをもう一回私どもも検討させていただきたいというふうに思います。

○21番（湯元秀誠君） 中部横断道路に移りますが、この中部横断道路は鍋倉、弥勒交差点までのこの五、六年間にパチンコ屋店が2店ほどできました。この間も新しくできたパチンコ屋の前で事故やりましたが、非常に車の道路に出入りする分と非常に往来の激しい、またなぜバイパスの必要性が出てきたかちゅうことをもとに議論しますと、やはり通勤どきの車の渋滞、それから通学生の安全確保、これが最重要課題だということで、バイパスの必要性が出てきて、またもちろん合併効果として地域間のアクセスの利便性を向上させるという分もあって、この中部横断道路の案件が出てきたと思うんですが、これますます渋滞やら事故がエスカレートしてくると思いますが、ここの交通量と事故発生件数はここ四、五年どんな状態でしょうか。おわかりでしたらちょっとお知らせください。

○建設部長（岩穴口弘行君） 県道川内加治木線の交通量ですけれども、川内加治木線の事業を行って

おりませんので、ここ最近の交通量は把握できていないんですけれども、平成22年度の道路交通センサスのデータによりますと1日24時間の交通量が1万3,705台というふうになってるようでございます。

○21番（湯元秀誠君） 参考になりません。これは、この4年間どう動きが変わったかということ、この横断道路はバイパス計画は計画に上がってきましたが、やはりそれを追っかけるようにやっばこいうことはしっかりと必然性を高めるためには、これ実態を調査をしてほしいと思うんですが、また県のほうとも協議でもなされて、これ早くつかんで、私は多分危ない事態に来ていると思うんです。非常にパチンコ屋店の出入りとかいろいろ考えましても、事故件数がふえてると思います。

また、私どもは加治木に行くにでも、蒲生から加治木に行くにしてもあの山田口か加治木の町まで3、40分で行くには行けない時間帯があります。もう十分あります。漆からここに来るのに30分ぐらいですが、山田口から加治木行くのにその倍ぐらいかかることがあります。そのくらい交通渋滞がひどい時間帯もあるようでございます。

それから、この道路の3本目の九電の鉄塔工事用の道路の件でございますが、これは広木の地区からこの新如塚のところまで1.2、1.3kmありますが、これ以前は農作業道路の工事で受益者が原材料支給をいただいてつくった道路なんです。今回この道路が地籍調査の後、この道路はどこが管轄管理になるんでしょうか。わかってたら教えてください。

○農林水産部長（安藤政司君） この道路としましては、旧町の中では里道、作業路、山の作業路という形で行政の機関としていろいろ対応する際は林務になろうかと思えます。

○21番（湯元秀誠君） 地籍調査後、道路としての位置づけはないということですね。どうでしょう。

○農林水産部長（安藤政司君） 市道としての位置づけはないようであります。

○21番（湯元秀誠君） 地籍調査では杭を打たれるのは、ここはもう道路だということで皆外されて杭を打ってると思うんです。ただ、公衆道路という位置づけはどうなるんですか。そういうたぐいの道路ちゅうのは市にはいっぱいあると思うんです。

地籍がないときまでは、ただ道路を勝手に受益者が都合よくつくった道路ですので、個人の所有地でありますね。しかし、地籍後は多分そこは外されてると思うんですが、そこらあたりの扱いはどうなってますか。

○農林水産部長（安藤政司君） 地籍調査の前は字絵図とかそういう中で道路等も入っていたかと思えます。地籍調査が入った際に里道、水路、こういうものが入っておればそこには線が入りまして、里道・水路、公衆用道路とかなってきますけれども、その規格が町道等に該当しない場合は里道・水路として国の管轄で市町村に維持管理の委託がされておりました。現在では、それが市の管理となっておりますが、市道としての位置づけにはなっていないと思います。市道になった部分となっていない部分とあると。

○21番（湯元秀誠君） この道路は3mあるなしというような道路だったんです。今通ってますと、大型が通れるようになってるんです。これが管理下であって事前協議、市との、鉄塔立てるところに行くまでの昔からの道路を九電が使ってるわけです。じゃあ、その道路はまた原状回復という形で壊されるものか、これぐらいずつ生コンを積み足して道路広くつくってありますね。この件やいろいろ問題が発生すると思います。ですから、時間がありませんけど、木津志の鉄塔が立ってるところは先ほど原状回復といわれましたが、ワイヤでおろしてますから、またコンクリートを張った分はおろして、はつってるんです。こういう立派な道路を作業道路でつくって九電側には交渉することできませんちゅうこと自体がおかしなことで、市道なり農道なり作業道なり、九電が勝手に使っとなら、今度は自分たちがつくったもの、いや原状回復で壊して、のかすんですよちゅう、何か自分たちの都合のいいような形で事業が進んでいくような気がするんですが、これおかしなことであって、市がきちっと対処・対応して、この道路は地主さんと交渉して残してくれと有益な道路になると思うからと、こっちの利になることもやっぱお願いされるべきと思うんですが、ちょっとここあたりを今後協議、また申し出をして願えないんでしょうかという質問ですが、どうでしょうか、最後に。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） お答えいたします。

今、議員のほうからございましたように私どもも現地に行ってその作業路、コンクリート舗装10cmぐらいしてございます。非常に立派な道路だということは認識しております。

ただ、先ほど市長のほうの答弁にもございましたこの土地地権者が十数人いらっしゃるわけなんですけど、延べで。その中で返還の際には原状復帰というような形でございますので、まだちょうど28年の6月までこの賃貸期間ございますので、その中でまた今後答弁のほうにもございましたように十分調査をしていくという形の中で協議検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○21番（湯元秀誠君） よろしくお願ひします。

終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで湯元秀誠議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩いたします。10分程度といたします。

（午後1時56分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時06分開議）

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。

次に、7番、神村次郎議員の発言を許します。

○7番（神村次郎君） 登壇

皆さん、お疲れさまです。

私は、一般質問の前に2点ほどの社会情勢に触れて本日の一般質問に入らせていただきます。

安倍首相は、私的諮問機関安保法制懇から集団的自衛権の行使を容認すべきとする報告を出させ、こともあろうに沖縄県の日5月15日、憲法解釈変更の基本方向性を表明しました。極めて短期間で憲法9条の効力を奪い、解釈で実質改憲という姑息な手法を私たち国民は認めるわけにはいきません。戦後69年間の憲法解釈をこのように短期間で、しかも国民的議論なしに変更することは憲法と民主主義を踏みにじるもので、立憲主義を否定する何物でもありません。数百万人の尊い生命を失ったさきの戦争の反省が戦後日本の出発点でした。愛する家族を失い、空襲などによる被害など親の体験談を聞いて育った私たちです。戦争の放棄は譲れない一線です。

2点目ですが、川内原子力発電所の再稼働は秋口とされています。福島第一原子力発電所の事故は3年を経過した今でも収束していません。放射性廃棄物の処理問題は解決しておらず、核燃料の最終処分まで考えると原子力発電所の時間軸は万年単位で考えねばなりません。県内で避難計画に不安を持っている住民も多い。再稼働に対する県内のある世論調査を見ると59%の人が反対です。原発周辺の活断層の存在の解明、火山災害に対する安全性の根拠など課題は山積みです。

新規制基準は一定の確率で事故発生を前提にした機械の性能審査基準に過ぎず、事故時には自治体がしっかり対応しなければなりません。しっかり対応し、住民の安全を守らねばなりません。私は過酷事故が想定される以上、川内原子力発電所一・二号機再稼働にはすべきではないと思っています。国策として再生可能エネルギーを推進すべきではないでしょうか。

それでは、先に通告をしました一般質問をさせていただきます。

質問事項1、加治木駅伝競走大会についてであります。

合併後も継続して開催されてきた加治木駅伝競走大会について廃止も検討されていると聞く。大人から子どもまで楽しまれている競技であり、大会関係者の努力もあり、ここまで継続をされてきたと思います。今後も存続をされるべき大会であり、以下についてお伺いします。

要旨1、これまでの大会の経過と現状についてお伺いします。

要旨2、市外からの参加もあり、本市にとっては大きな交流人口の増など効果は大きい。市及び関連団体の主催で市外からの団体が参加をするスポーツ大会はどのようなものがあるか、お伺いします。

要旨3、スポーツ推進審議会ではどのような検討がされているのか、お伺いします。

質問項目2、子育て支援についてであります。

少子化が進行し、生活と仕事と子育ての調和を実現できる社会の環境基盤の充実が求められています。本市でも多様化する保育ニーズへの対応と保育サービスの充実が求められています。開園8年となる認定こども園大楠ちびっこ園の運営の充実・強化のために以下についてお伺いします。

要旨1、幼保連携型の施設の特徴は何か。

要旨2、園運営のための教育委員会・福祉課の連携はどのように取り組まれているのか、また管轄はどこか。

要旨3、職員数の現状は実質の職員数が十分でない。フルタイムの勤務の職員が少ない。短時間職員が多い。保護者が園児への影響を心配されているが、どのような見解か、お伺いをします。

要旨4、臨時・非常勤職員の雇い止め空白期間で園児が精神的に不安定になる。また、失職の不安を抱えて仕事に集中できるのだろうか心配をされている。現状と今後の対応を問う。

最後になりますが、3番目ですが、介護保険制度についてであります。

27年度から介護保険制度が改正をされます。要支援1・2の高齢者に対する予防給付のうち訪問介護と通所介護の保険給付から地域支援事業に移行することになります。以下についてお伺いをします。

要旨1、地域支援事業となり、基準が自治体裁量となれば現状の市町村の実施体制では自治体間でのサービスの格差が出るのではないかと。サービス水準の切り下げにつながらないかと、お伺いをいたします。

要旨2、行政改革地方交付税の削減などにより職員数の減少や厳しい予算状況から実施体制として役目を果たしていけるのか。事業実施の職員の確保はできるのか、お伺いいたします。

最後になりますが、4番目、始良市中央弓道場の整備についてであります。

市中央弓道場の整備については、2010年市弓道連盟から議会に対して陳情が提出をされて採択されたところであり、多くの愛好家から期待されているところですが、早期の計画の確定を望みますが、現在の検討と経過をお伺いいたします。

以下、質問席から質問を行います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

神村議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、1問目と4問目のご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

2問目の子育て支援についての1点目のご質問にお答えいたします。

幼保連携型の施設の特徴については、幼稚園と保育園の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行い、満3歳以上の園児に4時間程度の教育課程にかかる教育を行うものであります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

幼稚園児にかかる入園・退園等の手続及び保育料関連事務については教育部学校教育課において、また保育園児にかかる事務及び予算執行関連事務については蒲生福祉課において行っております。また、教育部と福祉部そして大楠ちびっこ園の三者で定期的に会議を開き、園の運営が円滑に行われるように連携を図っております。

3点目のご質問にお答えいたします。

本年5月1日現在の職員数は園児200人に対し、正規職員7人、園長として非常勤職員1人、長期臨時職員11人、短期臨時職員19人の計38人であり、職員数については勤務形態等の見直しを含め、検討しているところであり、また、各クラスにおいて担任が年度途中でかわることがないように、また園児や保護者との信頼関係の構築に努め、園児への影響がないように配慮しているところであり、

4点目のご質問についてお答えいたします。

現在、市で任用している臨時職員については1任用期間の最大を6か月間としており、この期間の終了後、必要に応じて選考の上、新たな任用を行っております。通算の任用年数については、長期臨時職員の場合は最長5年間、特定短期臨時職員の場合は最長3年間としております。また、臨時職員の任用等のあり方については現在全体的な検討を進めているところであり、

次に、3問目の介護保険制度についての1点目のご質問にお答えいたします。

今回の介護保険制度改正については、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えて、地域において効率的で質の高い医療・介護の提供体制を構築するために医療法などの関連法の改正とあわせて行われました。改正の柱の一つとして要支援1・要支援2向けの訪問介護と通所介護が保険給付から市町村の地域支援事業に移行されました。

国は、この改正の目的を「全国一律で提供される現行の予防給付ではなく、市町村が地域の実情に

応じて、住民が主体のものも含めた多様で、きめ細やかなサービスを、効果的・効率的で柔軟に提供できるようにすること」としており、民間企業やNPO、ボランティアなどさまざまな主体の参加を促し、見守りや配食、外出支援、買い物といったきめ細かいニーズに応えていくため、市町村が主導する地域支援事業に移行することが必要と説明しております。

国会審議において、利用者や介護事業者から不安の声があったことが焦点になっていたことは十分認識しておりますが、高齢化と人口減少が加速する中、社会保障制度改革は喫緊の課題であることも現実問題と捉えております。必要なケアを提供できる体制づくりは容易ではありませんが、今後対象となる高齢者の置かれている状況やニーズ、サービスの提供主体となる地域資源の把握等に努めてまいります。

また、実施手法については今後国から示されるガイドライン等を参考にしながら調査研究を行い、新制度導入に向けての準備を進めてまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

要支援向けのサービスの一部が全国一律の介護保険サービスから市町村が実施主体の地域支援事業に移行することで、サービス提供にあたっては市の主体性がますます問われることになると考えております。市といたしましては、制度の持続可能性の確保のために市の保険者機能をより一層発揮し、社会資源や事業者の確保システムを動かしていくための人材の養成、関係機関によるネットワークの構築などを推進してまいります。市の財政負担及び職員体制については、新制度の実施時期や事業内容等を踏まえ、今後の制度設計の中で十分検討してまいります。

**○教育長（小倉寛恒君）** 1問目の加治木駅伝競走大会について、1点目のご質問についてお答えいたします。

加治木駅伝競走大会は、青少年の健全育成と市民の健康づくり、体力づくりなどを推進するため始められた大会で、昨年度で47回目を数える大会であります。この大会は旧町時代には山手の狭いコースを利用していた時代もありましたが、平成12年度から現在の須崎一帯を利用するコースになっております。参加者は小学生から一般まで幅広い年齢層に及び、昨年度は124チーム1,059人の参加がありました。

2点目のご質問についてお答えいたします。

小学校のスポーツ少年団の野球や剣道大会、中学校の部活動の地区大会等を除いて一般の方々が主として参加される大会は、加治木駅伝競走大会のほか、義弘公奉賛弓道大会・剣道大会などが広く市外から参加者を集めております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

現在の加治木駅伝競走大会の会場である須崎地区は、企業誘致等で交通量が急激にふえたことにより、交通事故等が懸念されるため、主催者である加治木駅伝競走大会実行委員会において、会場を須崎地区から他の場所へ変更する協議がなされているところであります。今後、主催者において検討を進め、具体的な開催場所を決定されていくと考えますが、始良市の伝統ある駅伝競走大会としてこれからも継続して発展させていきたいと考えております。

次に、4問目の始良市中央弓道場の整備についてのご質問にお答えいたします。

平成22年第1回定例会におきまして、（仮称）始良市中央弓道場についての陳情書が採択されたことは承知しているところであります。社会体育施設としての弓道場の配置については、始良地区と蒲

生地区においては一般会員専用の施設を有しておりますが、加治木弓道場は中学生と一般会員との共同使用となっていることは課題であると認識しており、その解決のための検討を進めているところであります。新たな市中央弓道場の建設については、先行する課題が多いことから現段階では実現が難しいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○7番（神村次郎君） 1番目の加治木駅伝競走大会ですが、伝統のある大会で県内各地から参加をされており、非常に盛況に大会が開催されているところです。

大会の関係者にいろいろ聞いてきたところですが、存続がという話も聞きました。きょうは回答はされておりましたが、継続して発展した形で大会を進めていくという基本的な考えを聞きました。

やっぱりこの大会、大人から子どもまで、そして楽しみながら競技ができる、そしてこの5人から7人でたすきを渡していくという、素晴らしい駅伝の良さが発揮をされる大会だと思っています。市外からも参加者が多いということです。継続してぜひやっぱり大会関係特に教育委員会市の担当の方大変だと思いますが、今後も大会が継続されることを望みます。

2番目の質問に行きますが、大楠ちびっこ園ですが、この間、ちびっこ園について保護者の方などからいろいろ意見も聞きました。その中でいくつか課題があるなと思う点について、きょうは質問していきたいと思います。特にこの問題、私はやっぱり基本に据えているのは、これからの始良市を担う子どもたちのために幼保連携のこの園が素晴らしいものになっていく、その視点で質疑をしていきたいと思います。これまでも給食調理上の問題も話をしてきましたが、これもやっぱり子どもたちのためにどうあるべきか、そういった視点で話を進めてきました。

ひとつ話が前にさかのぼりますが、平成25年度のはじめに、市よりあまり詳しい説明もなく、年度途中の、要するに私は空白期間と3月議会でも申しあげましたが、3か月の休暇をとるように言われたと、あまりこう説明もなかったようです。そんな聞き方をしています。

現場では折衷案的に14日勤務を11日勤務にしたと、そういうことで勤務体制が変わった。これは、やっぱり私は雇用条件としてどうなのか、本当にこれでよかったのか、市として、雇う側としてどういうふうにお考えですか。お聞きをします。

○総務部長（小川博文君） お答えします。

現在、6か月任期を延長する形で1年以内という基本の中で、継続という考え方ではございませんで、新たに雇用を始めるとそういう解釈で最長5年という形の運用をしているところでございます。空白期間というふうには考えていないところでございます。そのさきのご質問に対する回答等のことについては、担当課長に答弁させます。

○総務部総務課長（松元滋美君） 総務課長の松元と申します。よろしく願いいたします。今の件にお答えいたします。

今現在、本市では長期臨時職員、特定短期臨時職員、短時間勤務の臨時職員という3通りで運用を行っておりますが、地公法の22条が根拠による形で要綱をつくっているところでございます。その中では期間が6か月、再度任用してもあと6か月で1年という形の基本の中で動いてるんですけども、その中で新市移行以前から臨時職員の運用の仕方については議会でも取り上げられている経緯もござ

いました。その一つの中身といたしましては、臨時職員として応募を登録している方々、待っていらっしゃる市民の方々が広く仕事を市役所でしたいという形で希望していらっしゃる方もいらっしゃいます。そういう方々が長い形で繰り返して仕事をされている臨時職員の運用の実態を見る形で我々にもそういう就業の機会を与えてくれとそういう声もございました。

そういう中で新市移行前からの話でございますが、長期臨時職員、最高、任用を繰り返して5年を一つの区切りとしまして、6か月は履歴書を受け付けは待っていただくと、特定短期、これは月14日以内でございますが、この方につきましては3年間を限度として3か月、履歴書の提出を待っていただく、短時間勤務の臨時職員につきましては1年でございますので、1か月間の履歴書提出を待っていただいた形で新たな任用という形をとりながら広く市民の方々に就労の場を提供するという一つの意味もございます。そういうこともございまして、今の制度で新市移行後も22条適用でございましたので、現在運用しているところでございます。

○7番（神村次郎君） 私が聞いているのは、急に雇用条件を変えるということはどうなのか、今言っている話は、後でします。

○総務部総務課長（松元滋美君） これは、今22条を根拠としてやる以上はその雇用条件を変えた形でそのまま運用するということにはいささかちょっと問題が残ることだと思っております。制度上の問題を現場としていかに解決するかという中で、運用として行われたものと解釈しているところです。

○7番（神村次郎君） これ以上の回答はないでしょうからお聞きはしませんが、私、労働相談所に聞いてみようと思うんですが、雇用条件を簡単に変えるというのはこれは問題があると思うんです。

それから、あと給食調理職場の調理場がありますけれども、これ調理場の問題ですが、園児はどんどんふえてきてます。私の手元の数字では、平成22年86人、23年80人、24年93人、25年101人、26年112人。ふえて来ていますが、現在フルタイムの職員が2人、それから短期が4名、全部ここは臨時ですが、6名います。これ、今3人体制でつくっているんだそうですが、非常に大変だそうです。26年の4月には新しい職員が入ったんだそうですが、やめて行かれたそうですね。残念やったなち思いますが、増員をせんないかんち思いますが、どうなんですか。

○福祉部長（脇田満穂君） 今、大楠ちびっこ園の給食の関係についてのご質問いただきました。

人数がふえている、園児数が平成19年度当初ぐらいからすると40人程度ふえております。その中で臨時職員を踏まえ、現在鋭意頑張らせていただいているところでございます。私たちのところの把握しているところでは、まあまあ運用はうまくいっているというふうに考えておりますが、ただ今回4月に新規にお願いした職員につきましては1か月ほどで退職されたということでございます。今後も長期臨時の方、すなわちフルタイムでできる方を中心にまた検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○7番（神村次郎君） 全くここは余裕ないみたいですが。私も見てみましたが、調理っていうのは学校の調理場のときも話をしましたが、やっぱり子どもたちの昼間の食事を世話するわけで、簡単にいかないです。我が家でお母さんがつくる、そんなもんじゃないです。ぜひどうにかしてください。

それから、次に特別支援員の問題ですが、支援が必要な子どもは2人いるんですか。ここ、短期の臨時職員を充てていますが、本当にこれ妥当なのか。先ほど総務課長が言われました途中で雇用が切れるので、子どもは不安定なんです。土曜日から月曜日まで毎日来る子どもに14日勤務の短期の臨時の先生が担当してるんですが、これで教育的にいいのか、お伺いします。

○福祉部長（脇田満穂君） 現在、先ほど申しましたように200人、長時間保育のほうで110名程度、それから短時間保育と言いましょか、幼稚園サイドのほうで90名程度と非常に多くなりつつございます。そのような中で旧町からずっとのルールで、と言いますのも大楠ちびっこ園につきましては、今、始良市で1園しかない制度でして、なかなかほかの4つの一律の公立の保育所とはちょっと違いまして、なかなか私たちも把握が難しく、現在そちらの方向も教育委員会、先ほどの答弁にもありましたけども、教育委員会、それから大楠ちびっこ園、それから福祉部の児童福祉課、それから蒲生福祉課、一緒に今議論を進めております。そのような中で改善できるところには鋭意進めていくという考え方を持っております。

それと多動児といわれる、ちょっと1人の先生、クラス担任ではほかの子どもさん方に影響を与えるお子様が2名、それからもう1人ひよっとしたらおられるかもしれません。そのような形でそこにつきましては長時間ではなくて、短時間の職員が必ずついていくという手法で今は進めております。その辺につきましても、ほかの園でもなかなかない例でございますので、今後検討を進めていくということをごささせていただこうと考えております。

以上でございます。

○7番（神村次郎君） こうしてせつかく預かってもらっているんで、ぜひ今後も続けてほしいんですが、受ける子どもは対象の相手がどんどんかわるっていうんですよね。こういうのが問題あるわけです。後でまたその議論はしますが、竜門小学校は話が飛びますが、これも連動する話なんです、支援員が今いないんです。問題があるんじゃないですか。少し話は飛びますが。

○教育長（小倉寛恒君） 今、特別支援教育支援員の配置については学校の要望に基づいて必要な配置は行っております。竜門小学校については、いずれについてもそういった児童が入学するというところでリスクとか、そういった検査結果などを見ますとそれほど極端な状況ではないと、また全体の1年生のクラスの児童は10人でございますので、これは十分1人の教員で対応できるということで判断して、校長もそういうふうに判断しておりましたんで、そういうことで竜門小学校には配置していないということでございます。

○7番（神村次郎君） また、学校の支援員の問題については議題として取り上げていきたいと思っておりますが、ぜひやっぱり始良市の子どもたち、ぜひ愛情を持って対応していただきたい。

回答に5月1日現在の園児数200人に対して正規職員7人、延長非常勤1人、長期臨時職員11人、短期臨時職員19人の38人ですが、これ臨時職員が多いんですね。このことをどのようにお考えか、市長、教育長それぞれお答えください。

○市長（笹山義弘君） 始良市に唯一ある幼保一体の施設であります、その中でこの所管している官

庁が文科省と厚労省ということで、なかなかこの辺のところのシステムのなところの難しい点があるように聞いております。今後は子どもを一貫して子ども政策にあたるということについては、国のほうもいろいろと提案をしていただけるというふうにも感じておりますので、そういうことも含めながら現在ではこの園を維持するためにこの職員を配置をするということが最優先でございますので、そういう形で運用を図っているということでございます。

○教育長（小倉寛恒君） 今、市長の答弁ありましたけど、やはりこの幼稚園の指導いわゆる学校教育法と児童福祉法といういわゆる所管省庁を二元化したこのあり方でございます、そういう意味ではこの組織というのは非常に定着していない、落ち着いた園の運営って非常に難しいというところがございます。そういうことで、いわゆる人員の配置についてはこれまでもいわゆる幼稚園のほうでは5人の、これは正式教員の配置でありますけど、いわゆる保育補助という形でも保育所のほうからの支援を受けているということで、幼稚園のほうの管轄で言いますとそういうことであるんですけど、長期とそれから短期の配置については現在の園の運営上こういった措置がなされているというふうに考えております。

27年度からやっぱり新たなシステム化へ、これはその判断でありますけど、どう変わるかということになりますけど、そういうところでまた整理ができるのかと、また園の運営の仕方そのものも現在のいわゆる混合編成というあり方の中では今の方法が一番ベターな方法として取り組んできているんだろうというふうに考えております。

○7番（神村次郎君） 市長は私に対する答えは曖昧でしたが、教育長は今の方法はベターだとお答えになりました。正職員が少なく臨時職員が多いほうがいいと、そういう判断ですね。わかりましたが、後続けて質問していきますが、ぜひそのことが正しいことなのか、今後もぜひご検討いただきたい思います。

それから、22条職員の問題ですが、6か月任用で更新回数最大1回、計年1回の任用が原則、22条はそんな言い方ですが、この22条雇用というのは臨時職員は1年間しか雇えないのではないんです。1年間だけの仕事に対して臨時職員を充てるというのが考え方なんです。手元にお持ちだと思うんですが、同じものを持っておられると思うんですが、2009年の4月24日、公務員部が出したのがあります。これ見ておられると思うんですが、法の趣旨はそういうことなんです。どうですか。

○総務部総務課長（松元滋美君） お答えいたします。

○7番（神村次郎君） 簡単をお願いします。

○総務部総務課長（松元滋美君） 総務省の通知の中でも恒常的職員、専門性について再度の任用を妨げるものではないという見解の通知が来ていることは認識しております。

○7番（神村次郎君） 1年を超える持続的な恒常業務には正職員を充てねばと。本庁の中でもだと思いますが、重要な仕事に保健師、それから幾つかあります。前回のこの問題での答弁の中でありました。職種がたくさんありました。重要な職務です。正職員と変わらない仕事をしている。要するに1年

間だけの仕事に対して臨時職員を充てる。おかしいんじゃないですか。

○総務部総務課長（松元滋美君） 22条の考え方はそのとおりだと思っております。

これまでもそういう補完的な仕事において緊急な形の部分を22条で適用して臨時職員の雇用、任用を行ってきた事実はございますが、それ以降のさまざまな行革含めいろんな形の中での状況の中で専門性のある職員に加えて、臨時職員さんの専門性のある能力を行政に活用していきたいと、いかなければ成り立たないという状況の中で22条でやってきておりましたが、そこに対して22条だけでは無理があるということについては十分認識しているところでございます。

○7番（神村次郎君） 子どもたちがずうっといるところにこれ適用されていいんですか。市長にお聞きします。

○市長（笹山義弘君） 市のいろいろな業務があるわけでございますが、その全体の職員数をそれに充てるということの現実があるわけでありまして、そういう中において保育行政に全て正職員を充てるということになりますと全体の機能にいろいろと支障が出るということも事実でございます。そういう中で減数の職員数の中でいかにこの今の業務を遂行していくかということの課題の中では、現時点ではこの今とれる方法としてはこのような手法をとらざるを得ないということであろうというふうに思います。

○7番（神村次郎君） 現実に非正規を雇っているわけですから、3月に申し上げましたが非正規の処遇改善すべきです。同じ仕事をさせている。

次に行きますが、空白期間の問題ですが、6か月、1年6か月、3か月、1か月ですか、それぞれあるみたいですが、先ほど私はこの保育給食調理場とか幾つか今の勤務体制がおかしいんじゃないかということを申し上げました。このことで、おかしいんです。子どもたちが先生がどんどんかわるちゅうのは、私、昔、保育士を、そのころ保母さんですか、その人たちと話す機会がありますが、今でも結構年をとった40、50の人たちに何ちゃん、何ちゃんです。保育園の続きをずうっとその後どんな育ってるか、そんな関係がずうっとあります。先生とこの子どもの関係です。そんなすばらしい仕事なんです。

空白期間は問題ですが、法的根拠はないと私は思います。2009年の4月2日に総務省の通知が、今、私が言ったやつです、この中にそういったようなことが書いてあります。同一の職に再度任用されたという意味ではなく、あくまでも新たな職に改めて任用されたものと整理されるものであり、当該職に対してもその旨説明されるべきである。そういう言い方されています。

それから、2009年の10月9日にこれ自治労と総務省交渉の中でもそういったことが話をされています。新たな職に改めて任用されるという再度任用の考え方からして制度的、そういった期間を必ずおこななくてはならないということではない。2010年の8月、これ人事院ですが、期間業務職員制度の概要、任用制度以外の制度の期間業務職員への適用関係、任期は業務が行われている機関に合わせて設定される必要があり、特定の制度の適用を避けるために任期と任期の間に1日あけるような運用は適当でない。

今、幾つか申し上げましたが、課長どうですか。

○総務部総務課長（松元滋美君） これまで臨時職員さんを雇用する場合に、任用を再任用する場合に1日あけるといふ、または何日かあけるとかという、はっきり言ってテクニク的な方法で更新をしていた、当然、市制施行以前の前の話なんですけども、事実もございました。そういう形で総務省からの見解で、そういう流れの中でそういうもの、空白の1日とか、そういうものについては改善してきたところですが、6か月の更新1年以内という絡みの中では前回の議会で申し上げましたようにその任用根拠について違う形での根拠を持って、ある意味いい形で規定に位置づけて市民にも知らしめて臨時職員の運用を行っていきたいという形で進めているところでございます。

以上です。

○7番（神村次郎君） 空白期間、よく調べていただきたいんですが、脱法行為じゃないかとそういう言われ方もしている。労基法の関係でいえば、これ自宅待機になるんじゃないかなとそういう見方もあります。賃金を払わないやいかんですね。今、形としては再度来てもらうような格好で言われているような気もしますが、脱法行為のおそれがあるということです。ぜひ気をつけていただきたいと思ひます。

それから自治体への影響ですが、更新回数制限ということであるといふと広く地域住民の役所の仕事を理解してもらうためにいろんな人たちにその仕事に来てもらう、そういう言われ方でワークシェアリング的な考え方を持っておられますが、広く市民にこの就労の機会を与えると、私はこれはおかしいんじゃないかと思ひます。いわゆるこのワークショップ的な考え方についてですが、ワークシェアリングは失業者をなくするために労働者と不安定雇用者、失業者との間に仕事の分配を分かち合う意味でされています。更新回数制限は、地域住民ローテーション任用であり、ワークシェアリングにはほど遠いものです。反対に定期的に多数の失業者をどんどんつくっていく、そういうことにほかならないと思ひますが、どうですか。

○総務部長（小川博文君） お答えいたします。

それぞれの部署においてそういう専門性のある方、あるいは業務に精通した人に雇用をお願いして運営していくということは、非常にこの子どもたちにとっても大変有用なことだということは本当認識してるところでございますけども、一方、一度そういう任用された方が長期にわたって勤務するということは、同じ資格をお持ちで市役所などで働きたいという市民の方もたくさんいらっしゃる、そういう履歴も出てきているわけでございます。そういうことも考えますと、非常に相反するわけでございますけれども、将来へのこういう長期で雇用する方の生活の安定とか、保障とか、将来への不安解消ということ、それからまた市民に働く機会を提供するという公の公平の立場ということもございまして、ある程度、公平性という立場からいってそういう雇用の上限を設けるということも一つ公務としては必要ではないかという観点から、こういうことにしているところでございます。この処遇の改善とか、雇用については先ほどから課長が申しておりますように今後きちんと例規等で整備しまして、市民の方々にもお知らせする形で整えていかなければならないのかなというふうには考えているところでございます。

以上です。

○7番(神村次郎君) 今されていることの反対の考え方を持ってください。失業者をどんどんつくっていくということです。これ自治体への影響を少し整理をしてみました、本人の能力・成績にかかわらず、また職の改廃にも基づかないで、経験とかスキルを積んだ非常勤職員を雇い止めにするのは公共サービスの低下につながるんじゃないですか。それから能力成績にかかわらず、雇い止めを行った上で新たに新採用をするわけですからこれまで以上に厳格・厳密な選考を行わなければならなくなる。事務手続きに負担が大きくなるんじゃないですか。そして、不安定な任用を嫌って非常勤職員の応募が少なくなるんじゃないですか。いないんじゃないですか。蒲生のちびっこ園ではそういう実態があるんじゃないですか。

○総務部総務課長(松元滋美君) 先ほどのお話の中で脱法行為というのがございましたけども、これについては現時点の任用の中では抵触してないものと解しております。また、今のお話でございませうけれども、やはりいろんな視点からの考え方というのがございませう。総務省また消費者庁のご存じのように通知等もございませうので、ここにつきましては改めて根拠的なもの、実際の現場の処遇、あと一番大事なのは園にとってみまはしては園の健全な運営ということになりますので、それを第一義に考えて臨時職員の運用体制については今後精査していきたいと思っております。

○7番(神村次郎君) そちらのほうから言われましたんで、消費者庁から通知が来ているわけですが、消費生活相談員の任用回数に制限を設けないことに法令上の問題があるわけではない、申し添えます。これとこの職員と何がどう違うんですか。

○総務部総務課長(松元滋美君) 消費者庁の認識というのは、総務省との再任を妨げるものではないという解釈がございませうけども、消費者庁のそのニュアンスで行けば再度任用する回数に対して一律に制限を設けることなく、配慮してもらいたいと、そういう通知が来ております。これは先月も消費者庁からきておりますが、それを含めまして一律な制限ということはどうなのかということを含めて、あともう一つは先ほど申し上げました、確かに総務課のほうにも市民の方々から働かしてほしいという、保育所に限定することではなくて、全般的な臨時職員さんの問題で申し上げますとそういう声も来ております。そういう市民の声も考えに入れながら両方、双方考えながら検討していきたいということでございませう。

以上です。

○7番(神村次郎君) 今、消費生活相談員のこの勤務年数はどうなんですか、現在の。

○総務部総務課長(松元滋美君) 現状におきましては、長期臨時職員扱いでございませうので、22条で任用してございませうして最高5年ということで運用してございませう。

○7番(神村次郎君) 何年、今、勤めていますか。

○総務部総務課長(松元滋美君) 現在いる消費生活相談員の方が一番長い方で4年幾らの方がいらっしやるかと思っております。

○7番(神村次郎君) 何で消費生活相談員がこういう通知を送っているのかちゅうといろんな相談、事柄でどんどんスキルアップをしていくわけです。それを市民が相談に来たときに返して経験をそがらし積むわけです。そのことを生かしていけっていうわけですよね。私、やっぱり非常勤問題、この消費者庁が出してるこのことがやっぱり大事になると思います。ぜひ検討をされるということで、保育所と教育委員会といろいろな協議もされているようです。そのこともぜひ進めていただきたいと思いますが、最後に市長と教育長にお伺いしますが、保護者の方と話をしたんですが、もっと経営者としての正しいあり方を見つけてほしいと、そういう言い方をされています。現場の先生方は、自分たちで解決できない問題は担当部署に要望や相談をという格好でこれまで伝え続けてきていますが、聞き入れない状況が重なり、保護者や外部の協力者とおかしいと感じて声を上げてきている状況に立っています。200人の園児が通う始良市最大の幼保一体化の園であります。この園が多くの人が集う県央の住みよい町始良にふさわしい姿になるように経営者としての理念を打ち出して、子どもの安全を守り、上質な教育保育ができるような環境づくりをするべきだと思っていますが、今まで議論をしてきましたけども、このことについて市長と教育長の考え方をお聞かせください。

○市長(笹山義弘君) この大楠ちびっこ園のあり方等々につきましても、来年4月からまた施行されます子ども子育て支援法いろいろございますので、それらも含めまして根本的にこの園がいかにあるべきかということについては、精査する必要もあろうというふうに思います。今後については、そういう責任ある運営ができる形やいかにあるべきかということについて検討を重ねてまいりたいというふうに思います。

○教育長(小倉寛恒君) この認定こども園というのは、幼稚園機能と保育園機能をあわせ持った施設でありますけど、開園当初は幼稚園の部分と保育園の部分とこう区別した編成をしていたわけですが、比較的、整然と運営されていたというふうに聞いておりますけども、保護者の要望として保育所園に通う子どもにも幼稚園教育を受けさせたいという要望を受け入れて、いわゆる混合編成した結果、非常にこう複雑化してきた、だけど、私はこれはベターだと申し上げた、混合編成するという上ではこれはベターということであって、本来は分けて考えるべきということであると。非常に複雑でややこしい園運営になってきて、今後どういう形が望ましいかということは、福祉部がこの所管、主たる所管でございますので、できるだけ簡素な形になるように努めていけたらというふうに考えております。

○7番(神村次郎君) たくさん議論をしてきましたけれども、あそこの先生たちが言っていることは、子どもの成長は年間を通してみていくべきなので接することのできない期間があることが残念だと。それから私は思うんですが、子どもたちにとっていい環境は先生たちがいい環境で仕事ができることが重要だと思っています。ぜひ保護者の方々と話をさせていただいて、すばらしい園ができるように努力を願いたいと考えています。

次に行きますが、介護保険制度ですが、地方に移ることで市民の方も心配されています。私、あまりこう詳しくないんですけど、専門の職員が必要になってくるんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（牧之内昌二君） お答えします。

専門の職員が今後必要になるのではなかろうかというご質問でございます。

現在、この地域支援事業につきましては地域包括支援センターが主な担い手ということになっております。今後ますますそのニーズもふえてくるということでございます。現在、包括支援センターのほうでも必要な専門職を配置をしているところでございますが、ご指摘にありますように今後業務量がふえてくるということは十分見込まれるところでございますので、今後の量的なものを十分検証しながら適正な配置というものを考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（神村次郎君） 地方交付税の関係とか、地方財政の影響を考えるとかなり厳しい運営が迫られるんじゃないかと思っています。サービス水準の低下を招くことのないように充実を図っていただきたい。

始良市の中央弓道場の整備についてであります。回答では現段階では実現は難しいということですが、弓道連盟の方々もそれなりに努力をされてるんで、そこらへんを含めて、もうちょっとやっぱりプールの関係みたいにぜひ頑張っていただきたいなと思います。弓道の関係については、地元の高校・中学校、それから成人、すばらしい成績をおさめられた方がたくさんいらっしゃいます。そういった関係ではいい環境はあるんじゃないかなと思っていますところです。今のところ実現は難しいという話ですが、スポーツ推進審議会というのがあるんじゃないですか。私は、加治木の体育館の整備を要望したときにスポーツ推進審議会に諮って結論を出していくということを言われました。県の体育館の問題、弓道場の問題、プールはどうですか。幾つかのスポーツ施設について、このスポーツ推進審議会ですべてのような議論をされているのか、そこら辺、少しお聞かせください。

○教育部長（小野 実君） お答えいたします。

スポーツ推進法に基づきまして、審議会を設置するという方向性で以前回答いたしました。今その段階で審議会の委員会を条例制定しなきゃなりませんので、来年の春をめどに今準備を進めてるところでございます。若干おくれてしまいましたので、それを踏まえて今後始良市のスポーツ推進計画をその中で協議していきたいという考えを持っておりますので、今その準備を大体委員会の条例等も今、素案をつくっておりますので、そういうのを踏まえて今回今年中には議会のほうに提案できるんじゃないかと考えております。

○7番（神村次郎君） 私の1番目の質問で、駅伝競走大会のところでスポーツ推進審議会はどう議論をされているのかという質問にお答えならなかったのでここで聞いていきたいと思うんですが、私が25年の2月に体育館の問題で質問してます。そのとき私が参考にしたのは、始良市教育振興基本計画です。その78ページにスポーツ推進審議会の発足とスポーツ推進計画の策定をされると言われています。私の回答には推進審議会を発足し、取り組むべき内容を取りまとめたスポーツ推進計画を策定したいと考えています。まだ今そんな状況ですか。失礼じゃないですか。

○教育部長（小野 実君） お答えします。

まことに申しわけありません。確かにその先般のときはそういう回答をいたしました。若干約1年

近くおかれておることはもう事実でございます。今、前回審議会の条例等もつくっておりますのでこれを踏まえてその中で議会のほうに提案し、議決いただけましたら来年の4月以降でその審議会の委員を選定したいと考えております。

○7番（神村次郎君） 非常に残念です。失礼です、こんな。回答はないです。  
終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで神村次郎議員の一般質問を終わります。以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議は、これをもって**散会**とします。

なお、次の会議は、7月8日午前9時から開きます。

（午後3時06分散会）